



下松市景観計画



「街と里」

地域の個性や多様性を表す、
統一性のあるふるさと景観まちづくり



令和4年3月改定
山口県 下松市

はじめに



本市では、平成24年10月に「下松市景観計画」を策定し、市民・事業者・行政の協働により、本市固有の景観を守り・育て・創造していくため、良好な景観まちづくりに取り組んでまいりました。

計画策定から10年が経過し、豊かな自然環境や古くから地域が持ち得てきた景観資源など変わらないものもある一方、宅地開発などによる市街地の変容をはじめ、社会情勢は大きく変化しており、ふるさと下松の景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進していくとともに、次世代に引き継いでいくことが重要となります。

こうした背景を踏まえ、これまでの景観まちづくりの理念を継承するとともに、更なる発展を目的として、本計画の改定を行いました。

今後も、上位計画である「下松市総合計画」及び「下松市都市計画マスタープラン」と調整を図りながら、本計画に基づく景観まちづくり施策を積極的に推進し、市民の皆様とともに「都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまちくだまつ」の実現に努めてまいります。

終わりに、本計画の改定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民及び事業者の皆様をはじめ、ご意見、ご提案をいただきました関係者の皆様にご厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

下松市長

國井 益雄

目次

序章	下松市景観計画とは	
1	下松市景観計画とは	1
2	上位・関連計画における景観計画の位置づけ	3
3	下松市景観計画の構成	4
第1章	下松市の景観特性と課題	
1	下松市の特徴	5
2	下松市の景観特性と課題	6
2-1	自然の景観	7
2-2	歴史文化の景観	8
2-3	生活の景観（街と里）	9
第2章	景観計画の区域と方針	
1	景観計画の区域	11
2	良好な景観形成に関する方針	13
第3章	地域別の景観まちづくりの基本方針	
1	下松地域の景観まちづくりの基本方針	18
2	末武地域の景観まちづくりの基本方針	23
3	花岡地域の景観まちづくりの基本方針	28
4	久保地域の景観まちづくりの基本方針	33
5	笠戸島地域の景観まちづくりの基本方針	38
6	米川地域の景観まちづくりの基本方針	43
第4章	良好な景観形成に向けた取組	
1	良好な景観形成のための行為の制限	48
2	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	52
3	屋外広告物の表示等の制限に関する事項	53
4	景観重要公共施設の整備に関する事項	53
5	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	53
第5章	景観まちづくりの推進	
1	景観まちづくりの主体と役割	55
2	良好な景観の保全・創造	56
3	景観まちづくりの推進体制の構築	58
4	景観まちづくりに関する意識向上	59
5	市民による景観まちづくりの推進	60
参考資料		
1	景観計画（改定）の策定体制	62
2	景観計画（改定）の策定経緯	62
3	下松市景観条例	63
4	下松市景観審議会委員名簿	67
5	用語解説	68

序章

下松市景観計画とは

1. 下松市景観計画とは

[景観計画策定の背景と目的]

近年の美しいまちなみなどの個性的な景観に対する国民の関心の高まりに伴い、平成17（2005）年に我が国ではじめて景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されました。

この法律により、地方公共団体が景観行政団体となり、地域の特性に応じた「景観計画」や「景観条例」を定めることで、歴史的な景観の保全や、建築物・屋外広告物の規制など、きめ細やかな施策への取組が可能となりました。

景観法の5つの理念（要約）

良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産として、整備保全を図る。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもので、適正な制限のもとに整備保全を図る。

景観形成は、画一的な整備を行うものではなく、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図る。

景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要で、住民、事業者、行政が一体的に取り組む。

景観形成は、保全のみならず、新たな創出を含む。

下松市は、北部の中国山地から連なる山々と末武川流域の中山間地域、^{ぬくみ}温見ダム、末武川ダム（米泉湖）、笠戸島等瀬戸内海の自然景観、花岡八幡宮や旧山陽道沿いのまちなみ、切山歌舞伎などの歴史・文化的景観、市街地の賑わいの景観、商業施設や住宅団地、工業団地の生活景観など、下松市固有の「ふるさと下松の景観」を有しています。

こうした景観を、景観法による制度を有効に活用しつつ、市民・事業者・行政の協働により、守り・育て・創造していくことを目的に、平成20（2008）年10月に景観法に定める「景観行政団体」となりました。そして、平成24（2012）年10月にふるさと下松の景観まちづくりを推進していくための指針を定めた「景観計画」を策定しました。

本計画は、現行の景観計画が令和3（2021）年度で計画期間満了を迎えることから、現在の景観を取り巻く状況を踏まえ、これまでの景観まちづくりの理念を継承し、更なる発展を目的に改定を行うものです。

[下松市景観計画の役割]

本計画は、ふるさと下松の景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針を示し、市民・事業者・行政の協働により、下松市固有の景観を守り・育て・創造していくために、次の3つの役割を担います。

そして、市民みんなで取り組む景観まちづくりを通じて、活力に満ちたまちづくりの展開へ繋げていくことを目標とします。

【下松市景観計画が担う3つの役割】

下松市が有する景観特性の明確化

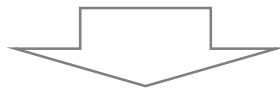
美しい景観を守り・育て・創造していくためには、まず、下松市が有する様々な景観を把握・共有することが重要です。市域全体や地域別の視点、また、市民が親しみ大切に感じている視点から、下松市の景観特性を明確に示すことで、未来へ繋ぐべき景観に対する市民共通の認識を深めるための役割を果たします。

景観まちづくりの推進

これまでの下松市における景観に関する取組を充実・強化するとともに、「下松市総合計画」や「下松市都市計画マスタープラン」などに示されている将来像の実現に向け、景観の視点からの取組を示すものです。これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、総合的な景観まちづくりを推進する役割を果たします。

市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針

総合的な景観まちづくりの推進のためには、市民・事業者・行政が目標を共有し、また、景観法の制度を積極的に活用しつつ、連携して取り組んでいく必要があります。市民・事業者・行政が一丸となって景観形成を推進するための共通の指針としての役割を果たします。



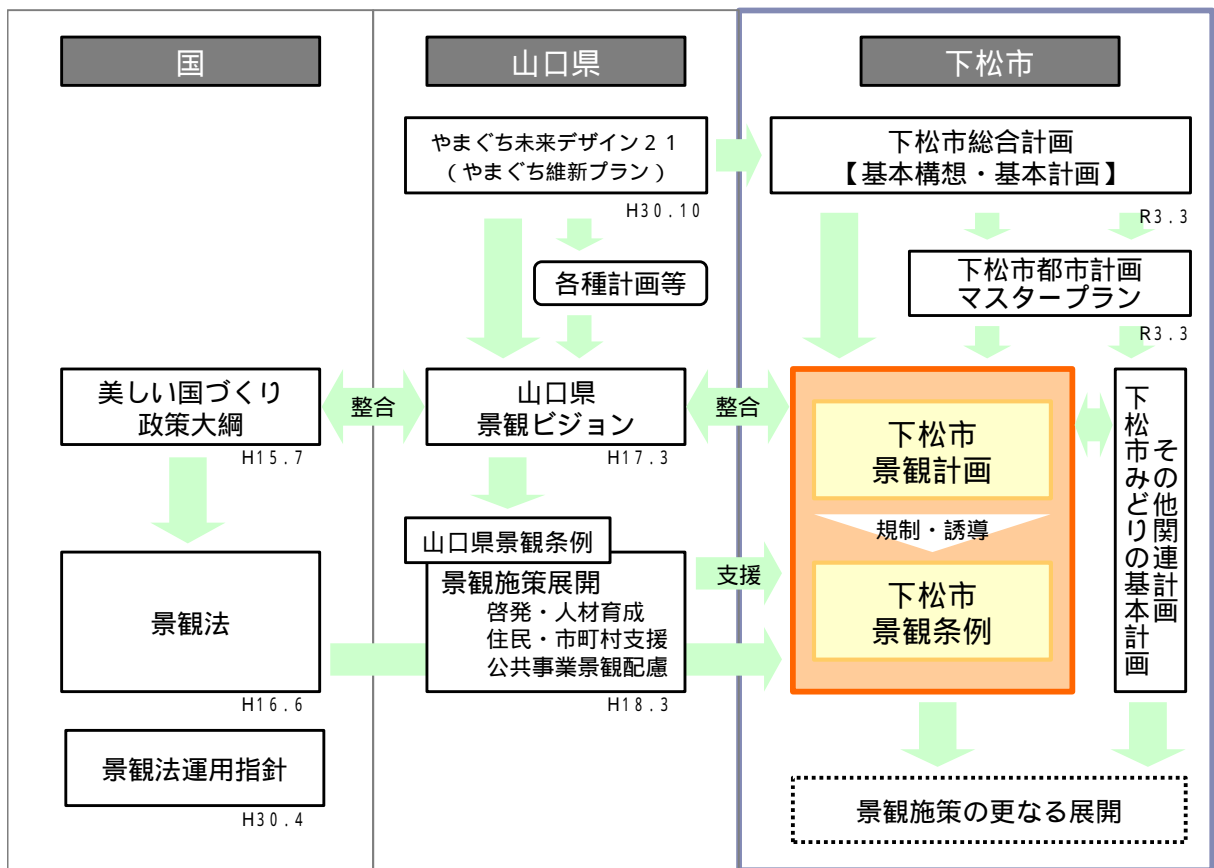
景観まちづくりの将来像

市民みんなが、日常の風景の価値に気づき、誇りに感じることで、景観を通じたまちづくりへの参加意識を高めるとともに、地域に対する愛着と誇りを醸成し、活力に満ちたまちづくりの展開に繋がっていきます。

2. 上位・関連計画における景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるもので、景観形成の基本的な指針となるものです。

また、計画策定にあたっては、市の政策を展望しつつ、「下松市総合計画」や「下松市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画と調整を図っています。以下に、上位・関連計画を含めた計画体系における位置づけを示します。



下松市景観計画の位置づけ（上位・関連計画を含めた計画体系）

3. 下松市景観計画の構成

本計画は、以下の構成としてとりまとめています。

序章 下松市景観計画とは

景観計画の役割や上位・関連計画における位置づけについて示しています。

第1章 下松市の景観特性と課題

1. 下松市の特徴を示しています。
2. 下松市全域における景観特性と課題を示しています。

第2章 景観計画の区域と方針

1. 景観計画の対象とする区域を示しています。
2. 景観まちづくりの基本目標、基本方針を示しています。

第3章 地域別の景観まちづくりの基本方針

6つの地域別に、景観特性と景観まちづくりの課題、目標及び基本方針を示しています。

第4章 良好な景観形成に向けた取組

1. 届出対象行為と景観形成基準を示しています。
2. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針を示しています。
3. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項を示しています。
4. 景観重要公共施設の整備に関する事項を示しています。
5. 農地の景観形成に向けた景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項を示しています。

第5章 景観まちづくりの推進

景観まちづくりに向けた市民・事業者・行政の役割を示し、協働による景観まちづくりの推進方策を示しています。

第1章

下松市の景観特性と課題

1. 下松市の特徴

下松市は、穏やかな瀬戸内海に面し、温暖な気候と中国山地から連なる山々、そこから流れ出る切戸川、末武川は里山をめぐって流域の棚田や水田を潤しています。瀬戸内海は国立公園に指定され、笠戸大橋で結ばれた笠戸島は瀬戸内海の多島美景観をなし、景勝地として多くの市民に親しまれています。

歴史的にも、古くからの人々の営みがうかがえる縄文・弥生時代の遺跡、宮原古墳などの史跡が残されています。また、関西と九州を結ぶ交通の要所であったことから、古代、中世、近世にかけて旧山陽道がはしり、花岡、久保には宿場町の面影も残されています。

臨海部には、我が国の技術立国を支える大規模工場が工場群の景観を形成しています。下松市の中心市街地として機能し、全市的な都市活動の拠り所となるシンボルライン地区の一つであるJR下松駅周辺では、下松市の玄関口として、駅前広場や市街地再開発事業、商店街の整備による活気のある景観が形成され、一方、中央線や末武大通線、青木線では賑わいのある沿道型商業地の景観が形成されています。

このように豊かな自然環境等、古くから地域が持ち得てきた景観と発展を続ける市街地の景観が両立した、多様性を持つ景観を下松市では見ることができます。

「豊かな自然に囲まれた活気あふれるまちの姿」が、下松市の特徴です。



2. 下松市の景観特性と課題

下松市において「景観」は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、五感を通して感じることができるすべてを指します。そして、長い年月をかけて育まれてきた美しい景観は、地域のかげがえのない財産となっています。

下松市の景観を、地域の風土の基盤をなす「自然の景観」、風土に対応して築かれてきた「歴史文化の景観」、人々の暮らしとともに育まれてきた「生活の景観（街と里）」の3つの観点から捉えます。



下松市の景観を捉える3つの観点

2-1. 自然の景観

中国山地から連なる山々と溪流の景観

- 中国山地から連なる山々は稜線をなし、市街地や笠戸島からも望むことができる緑のスクリーンとなっています。豊かな森林から流れ出る清水は溪流となって山々を削り、緑と水が織りなす美しい景観となっています。

川とダム湖の景観

- 中国山地から流れ出す溪流は、切戸川、末武川となって、上流から中流、下流、そして河口へと流れの速さや地形、土地利用の変化を川面に映す繋がりのある川の景観をなしています。
- 温見ダム、末武川ダム（米泉湖）は、山々の緑を湖面に映し、山地にありながら広がりのある景観をなしています。

笠戸島とそれを取り巻く海の自然豊かな景観

- 笠戸島は入り江と岬が織りなす変化に富んだ海岸線がみられ、穏やかな瀬戸内海と笠戸島をはじめとする島々が瀬戸内海の多島美景観をなしています。



山々と溪流



霧の立つ温見ダムの湖面



瀬戸内海の多島美景観

【課題】

- 山の緑と溪流の景観を守ることが望まれます。
- 山や海の自然景観を楽しむ道路の眺望を確保するために除草など適切な管理が望まれます。
- アンケート調査では山や川、海等の風景が重要とされている一方で、ゴミの放置が指摘されています。景観とあわせた環境への配慮が必要です。



道路からの眺望を確保するための適切な管理



景観を阻害するゴミ

2-2. 歴史文化の景観

旧山陽道の歴史を感じさせる景観

- ・旧山陽道の宿場町であった花岡や久保には当時の面影を残す建造物が残されています。
- ・花岡には花岡八幡宮、あかいぼうたほうとう 関伽井坊多宝塔など歴史を物語る貴重な文化財が多く残され、歴史的な景観を形成しています。

神社仏閣の景観

- ・わしず 鷲頭山にはくだまつ 降松神社の上宮、中宮があり、鷲頭山を眺望する麓には降松神社若宮があります。参道や社には古くから信仰の対象とされてきた歴史的景観が形成されています。
- ・地域で大切にされてきた寺院や神社、鎮守の森、道祖神など長い歴史を映し出す歴史文化の景観資源が随所にあります。

まつりや伝統文化の景観

- ・切山では江戸時代から続く切山歌舞伎が传承されています。
- ・花岡の稲穂祭（きつねの嫁入り）では、きつねに扮した嫁入り行列が旧山陽道を練り歩きます。



旧山陽道に面した酒造所



切山歌舞伎



旧山陽道を練り歩く
きつねの嫁入り行列

【課題】

- 旧山陽道沿いの面影を守り、伝えていくことが望まれます。
- 切山歌舞伎などの伝統芸能は途絶えてしまうことのないように、文化の传承のための後継者の育成を行うことが望まれます。
- 地域に残された歴史的景観の価値を見直し、それらの保存と活用を考え未来に繋げていくことが望まれます。



石畳の参道



灯明台

2-3. 生活の景観（街と里）

緑豊かな里山景観

- ・末武川上流米川地域及び切戸川上流域は、中国山地の中にあつて棚田が点在し、緑豊かな里山景観を見せています。

まちなみの景観

- ・シンボルラインを構成する末武大通線、中央線沿道は大規模店舗や商業施設が多く立地し、沿道型商業地の景観を形成しています。
- ・JR下松駅南地区は市街地再開発事業が完了し、都市計画道路の整備や無電柱化等が行われました。また、JR下松駅北地区もマンション等の住宅が増加するなど、住宅と商業機能等の調和のとれた景観が形成されています。

ゆとりのある住宅地の景観

- ・中部土地区画整理事業などで道路や公園が計画的に整備されるとともに、市街化区域全域で秩序ある開発や土地利用が行われ、ゆとりのある住宅地の景観が形成されています。

活力あふれる工場の景観

- ・臨海部は我が国数の高い技術力を持つ大規模な工場が立地し、生産の場として活力あふれる工場地の景観を形成しています。



棚田の景観



元町商店街



ゆとりのある住宅地の景観



工場地の景観

【課題】

- 「下松市都市計画マスタープラン」や都市計画法等の各種法令に基づいた、計画的な土地利用の規制・誘導が望まれます。
- 緑豊かな里山景観は、過疎化と高齢化により耕作放棄地が増加し、里山景観の喪失が懸念されます。
- アンケート調査では、特に景観を損ねているものとして、管理されていない空き家や空き地が指摘されています。また、公園や緑地の景観の重要度が高くなっています。

第1章 下松市の景観特性と課題

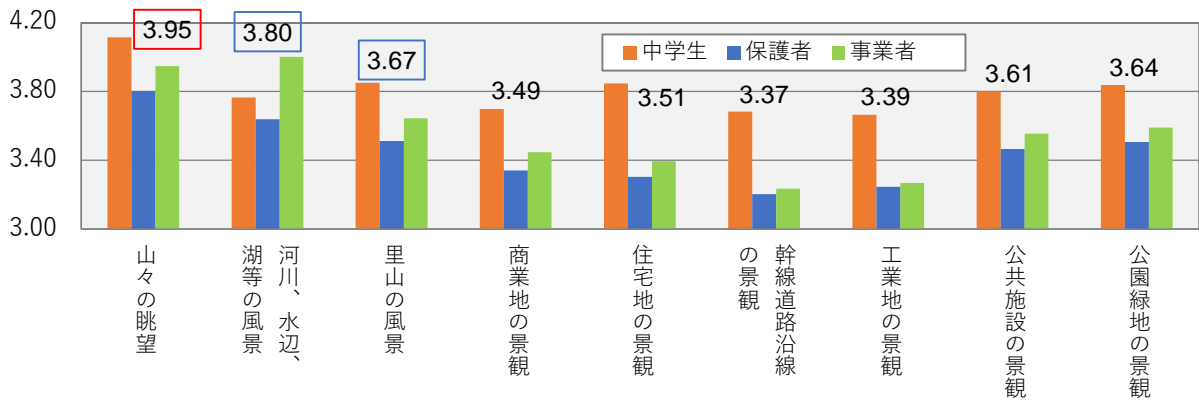
【参考】下松市の景観まちづくりに関するアンケートから

※市内の「中学2年生」「小学4年生の保護者」「景観行為届出のある事業者」の3種別を対象に実施
 ※グラフ上の数値は、3種別ごとの集計値の平均を表す

現在の下松市の景観についての評価

(項目ごとに5段階評価)

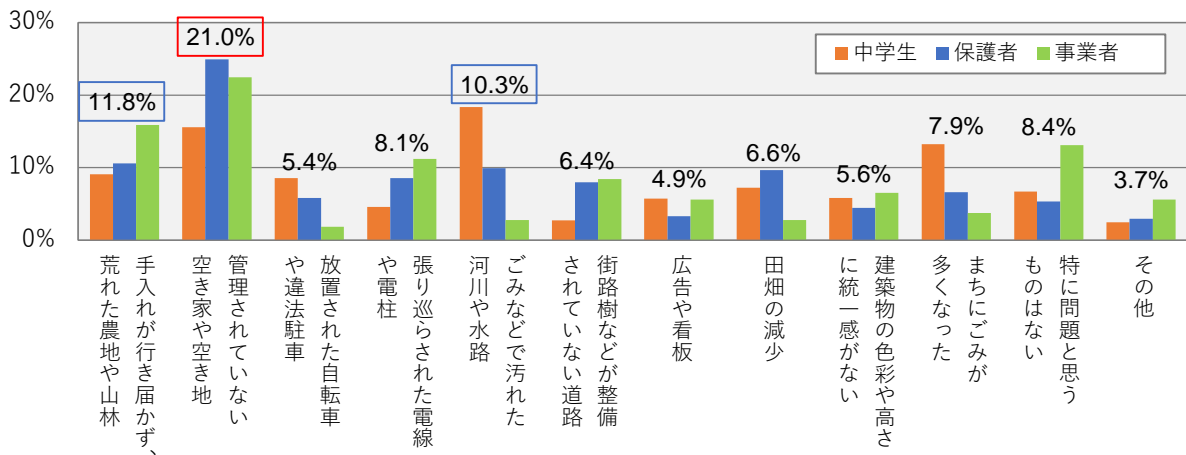
○「山々の眺望」の評価が最も高く、次いで「河川、水辺、湖等の風景」「里山の風景」が高くなっています。



下松市全体で景観を損ねていると思うもの

(該当するものを3つ以内で選択)

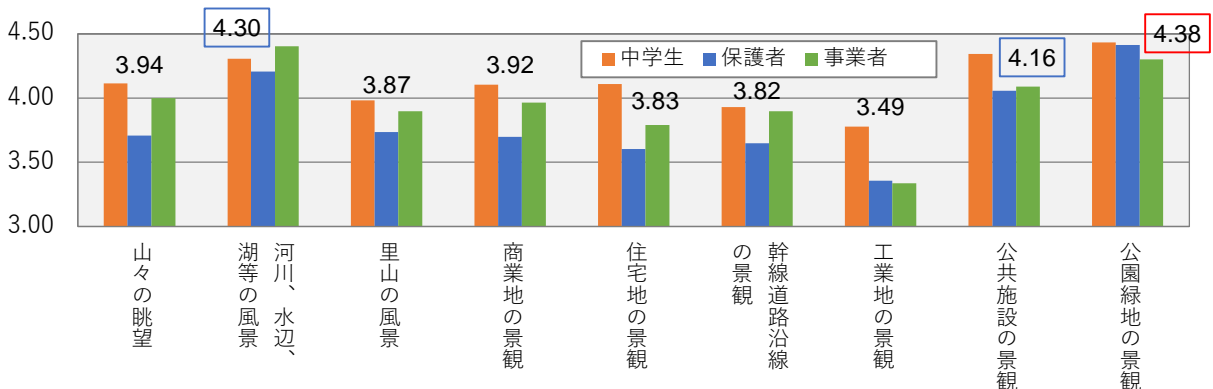
○「管理されていない空き家や空き地」が最も多く、次いで「手入れが行き届かず、荒れた農地や山林」「ごみなどで汚れた河川や水路」が多くなっています。



これからの景観を考える上で、重要度が高いと思うもの

(項目ごとに5段階評価)

○「公園緑地の景観」が最も高く、次いで「河川、水辺、湖等の風景」「公共施設の景観」が高くなっています。



第2章

景観計画の区域と方針

1. 景観計画の区域

市全域に個性ある景観資源が分布することから、市全域を景観計画区域とします。

(6つの地域：下松・末武・花岡・久保・笠戸島・米川)

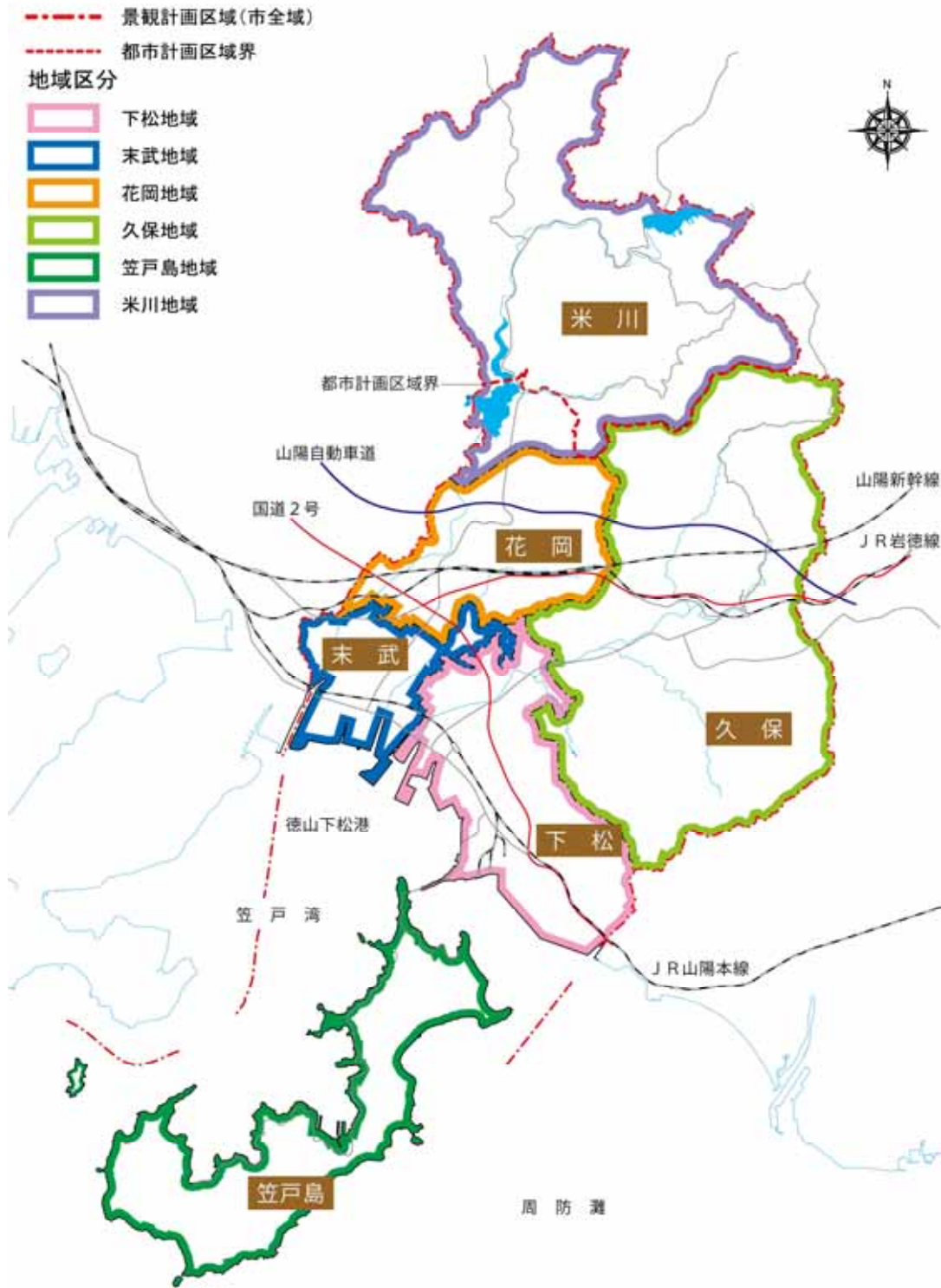
景観計画の対象範囲となる景観計画区域は、都市計画区域に限らず、景観の保全・形成上必要な範囲を幅広く指定することができます。

下松市には、人々の生活とともに育まれてきた「自然の景観」「歴史文化の景観」「生活の景観（街と里）」などの個性ある景観資源が市全域にわたって分布し、また、その保全・形成上の課題も市全域に及んでいます。

そのため、景観法の各種の制度を活用した景観まちづくりを、全市的に進めていくために、市全域を景観計画区域として定めます。

また、それぞれの地域での実情や特性に応じた景観形成を推進していくために、下松・末武・花岡・久保・笠戸島・米川の6つの地域別に景観まちづくりの基本方針を定めます。





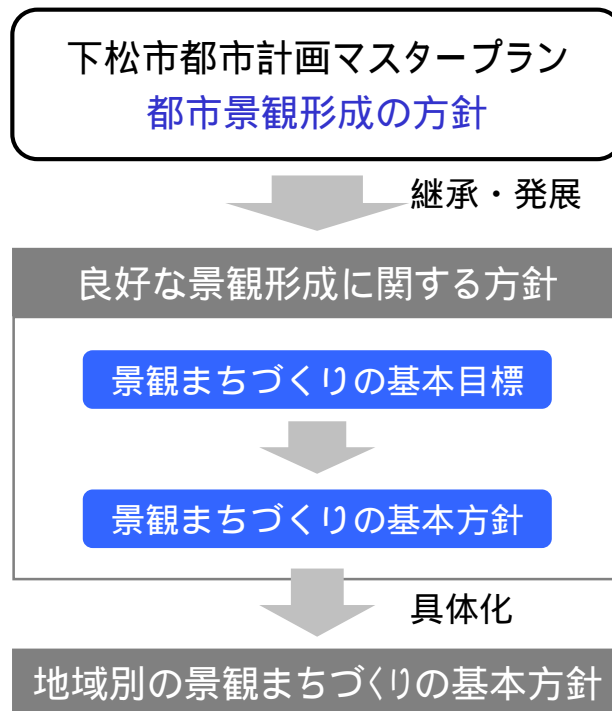
地域区分は都市形成の歴史的経緯や地形等の自然条件等を考慮して定められた都市計画マスタープランにおける地域区分を基本とし、整合を図ったものです。

景観計画区域（市全域）

2. 良好な景観形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針の設定にあたっては、上位・関連計画となる「下松市都市計画マスタープラン」における都市景観形成の方針を継承・発展させ、下松市の良好な景観の形成に関する方針として、「景観まちづくりの基本目標」と「景観まちづくりの基本方針」を定めます。

さらに、個性ある景観資源が市全域に分布していることから、それぞれの地域での実情や特性に応じた景観形成の推進のために「景観まちづくりの基本方針」を具体化した、「地域別の景観まちづくり基本方針」を定めます。



(1) 景観まちづくりの基本目標

景観は暮らす人、訪れる人双方にとって、下松市のイメージを形成する大きな要素であり、守り・育て・創造していくなど、様々な視点から景観形成を進めていく必要があります。

景観計画の基本目標は、「下松市都市計画マスタープラン」で示された景観形成の基本目標を継承し、下松らしさや優れた景観が、地域共有の財産として認識されることをめざします。

「街と里」…地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり

この景観まちづくりの基本目標の下に、下松市の豊かな自然や歴史を感じさせる魅力的な景観を保全するとともに、これらと調和した快適な生活環境の創出を図り、ふるさと下松の景観まちづくりを進めます。

また、市民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観まちづくりを進めるために、市民・事業者・行政が協働で下松市の美しい景観を未来に繋いでいく取組を展開します。

(2) 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの基本目標を踏まえ、景観まちづくりの基本方針を、次のように定めます。

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

中国山地から連なる山々、そこから流れ出す切戸川や末武川、山々の緑を湖面に映す^{ぬくみ}温見ダム、末武川ダム（米泉湖）、中山間地域に広がる穏やかな里山、瀬戸内海などの豊かな自然環境は、それ自体が優れた自然景観として、市民や来訪者へ安らぎや潤いを与えるとともに、まちなみの背景として重要な役割を担っています。

これらの優れた自然景観に囲まれた「ふるさと下松の景観まちづくり」に向け、下松市の景観や生活の基盤となっている自然景観の保全と再生を図り、調和のとれた穏やかな景観まちづくりを進めます。

方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

旧山陽道の宿場町の面影を残すまちなみ、地域で大切にされてきた寺院や寺社、鎮守の森、江戸時代から続く切山歌舞伎など伝統芸能や祭事は、下松市で育まれてきた歴史や文化を伝える重要な資源です。

下松市が誇るこれらの歴史的資源を大切に守り、伝承していく「ふるさと下松の景観まちづくり」に向け、地域の歴史文化を未来へ繋ぎ発展させていく景観まちづくりを進めます。

方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

下松駅周辺やシンボルラインでは、都市機能が集積した都市の景観を形成しています。また、臨海部の産業景観を形成する工業地帯、中山間地域に点在する棚田景観など、市域の各地で生活と生産が密着した“まち”の景観が広がっています。

こうした日常の生活空間において、市民一人ひとりが誇りを持てる「ふるさと下松の景観まちづくり」に向け、暮らしの場や生業の場、さらには、交わりの場として、活力ある街と安らぐ里の景観を整え、創っていく景観まちづくりを進めます。

(3) 景観まちづくりの基本目標、基本方針の体系

景観まちづくりの基本目標、基本方針を体系的にまとめると次のようになります。

基本目標

「街と里」…地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり



基本方針

1. 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり
2. 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり
3. まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり



具体化

下松地域

未武地域

花岡地域

久保地域

笠戸島地域

米川地域

第3章

地域別の景観まちづくりの基本方針

【地域別の景観まちづくりの基本方針】

下松市全体の景観まちづくりの基本目標、基本方針を踏まえつつ、下松、未武、花岡、久保、笠戸島、米川の6つの地域における景観特性や地域性を活かした景観まちづくりを進めていきます。

各地域における景観特性と景観まちづくりの課題、景観まちづくりの目標と基本方針を次に示します。



切戸川の桜並木

下松地域の景観まちづくり

星降る伝説と切戸川の潤いが織り成す
臨海都市の景観まちづくり



下松スポーツ公園

久保地域の景観まちづくり

新旧の生活のまちなみが調和しホテルが舞う
街と田園の景観まちづくり



青木線の街路景観

未武地域の景観まちづくり

未武平野に賑わいとゆとりが融合する
新市街地の景観まちづくり



夕日岬から見たはなぐり岩

笠戸島地域の景観まちづくり

島特有の風景を守りつつ観光振興に繋がる
笠戸島の景観まちづくり



花岡八幡宮

花岡地域の景観まちづくり

宿場町の歴史文化の趣を感じる
花岡特有の景観まちづくり



未武川上流の溪谷

米川地域の景観まちづくり

棚田が広がる農村風景と
四季折々の自然を映し出す湖面を活かした
里山の景観まちづくり

1. 下松地域の景観まちづくりの基本方針



下松地域の景観まちづくり

星降る伝説と切戸川の潤いが織り成す 臨海都市の景観まちづくり

JR下松駅を中心に広がる市街地は、市役所や下松公園などの公共の景観、下松タウンセンターなどの商業施設の景観、臨海部の工場の景観など生活の景観にあふれています。また、「星が降った松」の伝説にまつわる金輪神社や星を信仰する「妙見信仰」の発祥の地とされる降松神社、妙見宮^{じゅうとうじ}鷲頭寺などの歴史的な景観があります。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- 市街地の背景となる茶臼山から旗岡山に続く緑の稜線や、桜の名所として親しまれる切戸川は、市街地の緑の軸線となっています。これら市街地に潤いを与えている緑や河川空間の自然環境の保全が望まれます。
- 下松公園、笠戸島公園線からは笠戸湾の眺望景観を見ることができます。笠戸湾の眺望景観をより多くの人を楽しめるように、高台や道路からの眺望を確保することが望まれます。



旗岡山



下松公園

【歴史文化の景観】

- 降松神社若宮や妙見宮^{じゅとうじ}驚頭寺は地域の信仰の対象として時を経た歴史的な景観を形成しています。また、大黒市や節分祭など歴史ある行事が市民の楽しみとなっています。
- 「星が降った松」の伝説にまつわる神社仏閣、^{かなえ}「鼎の松」など地域の歴史を伝える景観を守り、伝えていくことが望まれます。



降松神社若宮

【生活の景観】

- JR下松駅南地区は市街地の再開発や元町商店街における道路の整備にあわせた建て替え、交流拠点である「きらぼし館（駅南市民交流センター）」が立地し、賑わいと機能性のある都市景観が形成されています。また、星降る街のくだまつ夏祭りや住吉まつりなどのイベントが行われ、市民の楽しみとなっています。
- シンボルラインを形成する中央線沿道には、下松タウンセンターを中心とした沿道型商業施設や、交流拠点である「ほしらんど くだまつ(市民交流拠点施設)」が立地し、賑わいあるまちなみ景観が形成されています。
- 臨海部には我が国を代表する大規模な工場群が工場の景観を形成しています。植栽を施すなど殺風景になりがちな工場の景観を和らげる工夫が望まれます。
- 下松公園にはシンボルタワーである星の塔があり、桜などの花や緑と融和して、季節ごとで移ろいのある公園の景観が形成されており、身近な市民の憩いの場となっています。
- 豊井地区まちづくり整備計画による市街地整備が進められており、良好な住環境と安全で快適な市街地環境が調和した、新たなまちなみの形成が望まれます。



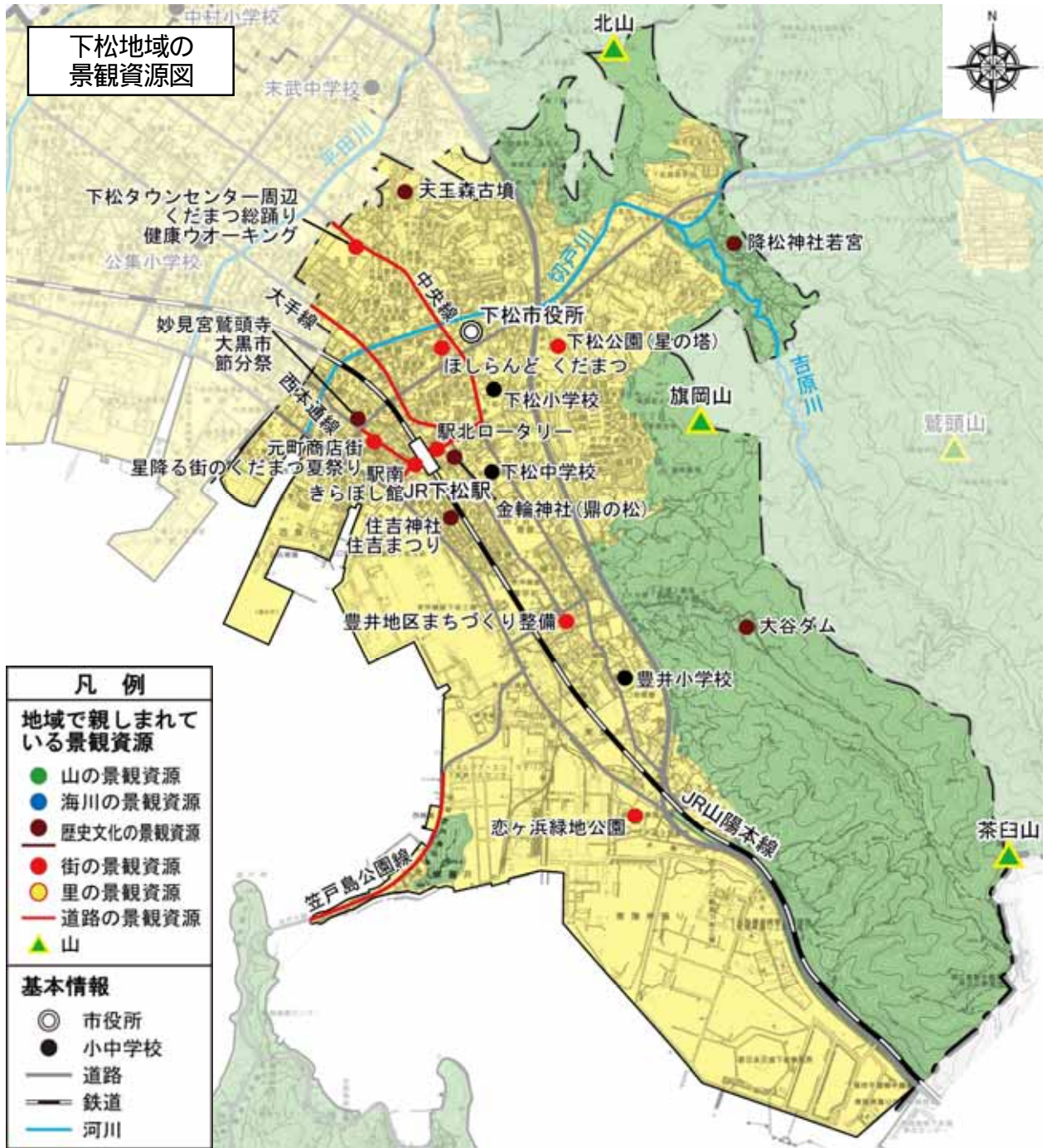
星降る街のくだまつ夏祭り



下松タウンセンター



工場の景観



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	旗岡山、切戸川
歴史文化の景観	歴史文化の景観	降松神社若宮、 <small>くだまつ</small> 妙見宮鷺頭寺、 <small>じゅうとうじ</small> 金輪神社（ <small>かなえ</small> 鼎の松）、住吉神社、天王森古墳、大谷ダム
	祭りの景観	大黒市、節分祭、住吉まつり
生活の景観	街の景観	J R下松駅、駅南、元町商店街、下松タウンセンター周辺、ほしらんど くだまつ（市民交流拠点施設）、きらぼし館（駅南市民交流センター）、豊井地区まちづくり整備
	道路の景観	駅北ロータリー、中央線、大手線、西本通線等のシンボル道路、笠戸島公園線
	公園の景観	下松公園（星の塔）、恋ヶ浜緑地公園
	祭り・催しの景観	星降る街のくだまつ夏祭り、健康ウォーキング、くだまつ総踊り

景観まちづくりの目標

星降る伝説と切戸川の潤いが織り成す 臨海都市の景観まちづくり

臨海部を中心とした産業の活力に満ちた市街地に、「星が降った松」の伝説にまつわる歴史文化と市街地に潤いをもたらす切戸川などが、地域固有の景観を織り成す臨海都市の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- 市街地の背景となる茶臼山から旗岡山に続く緑は、豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- 市街地を流れる切戸川は、適切な管理とあわせて防災性や親水性の向上に努め、地域に安らぎと潤いをもたらす水と緑の景観軸の形成をめざします。また、桜の名所としての魅力を高め地域振興への活用を図ります。
- 笠戸湾や市街地を望む高台の公園や道路は、美しい眺望確保に配慮した適切な管理に努め、地域を代表する眺望拠点としての活用を図ります。



駅北口からの山並みの眺望



下松公園からの眺望

方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- 妙見宮鷲頭寺や金輪神社などの神社仏閣は、周辺の緑と一体的な保全に努めるとともに、大黒市などの神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- 金輪神社の「鼎の松」や降松神社、大谷ダムなどは、地域の歴史を伝え発信する拠点としての活用を図ります。



妙見宮鷲頭寺



鼎の松

方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- 市の玄関口である、JR下松駅周辺の住宅と商業機能の調和のとれた土地利用の誘導とあわせた、活気や賑わいのあふる景観形成をめざします。
- 活力ある産業景観を形成する臨海部などの工場地周辺は、緑化の推進を図り、生活環境と調和した潤いある景観の形成をめざします。
- シンボルラインを形成する道路軸は、適切な景観誘導を図り、秩序ある賑わいの景観の形成をめざします。また、賑わいを生み出す地域の活動拠点、交流拠点として適切な管理に努めるとともに地域振興への活用を図ります。
- 公園は市民が気軽に利用できる憩いの場として適切な管理に努めるとともに、多目的トイレや防災東屋などの整備を行い、防災性の向上を図ります。
- 新しいまちづくりが進む豊井地区は、賑わいとゆとりが調和した市街地景観の形成をめざします。

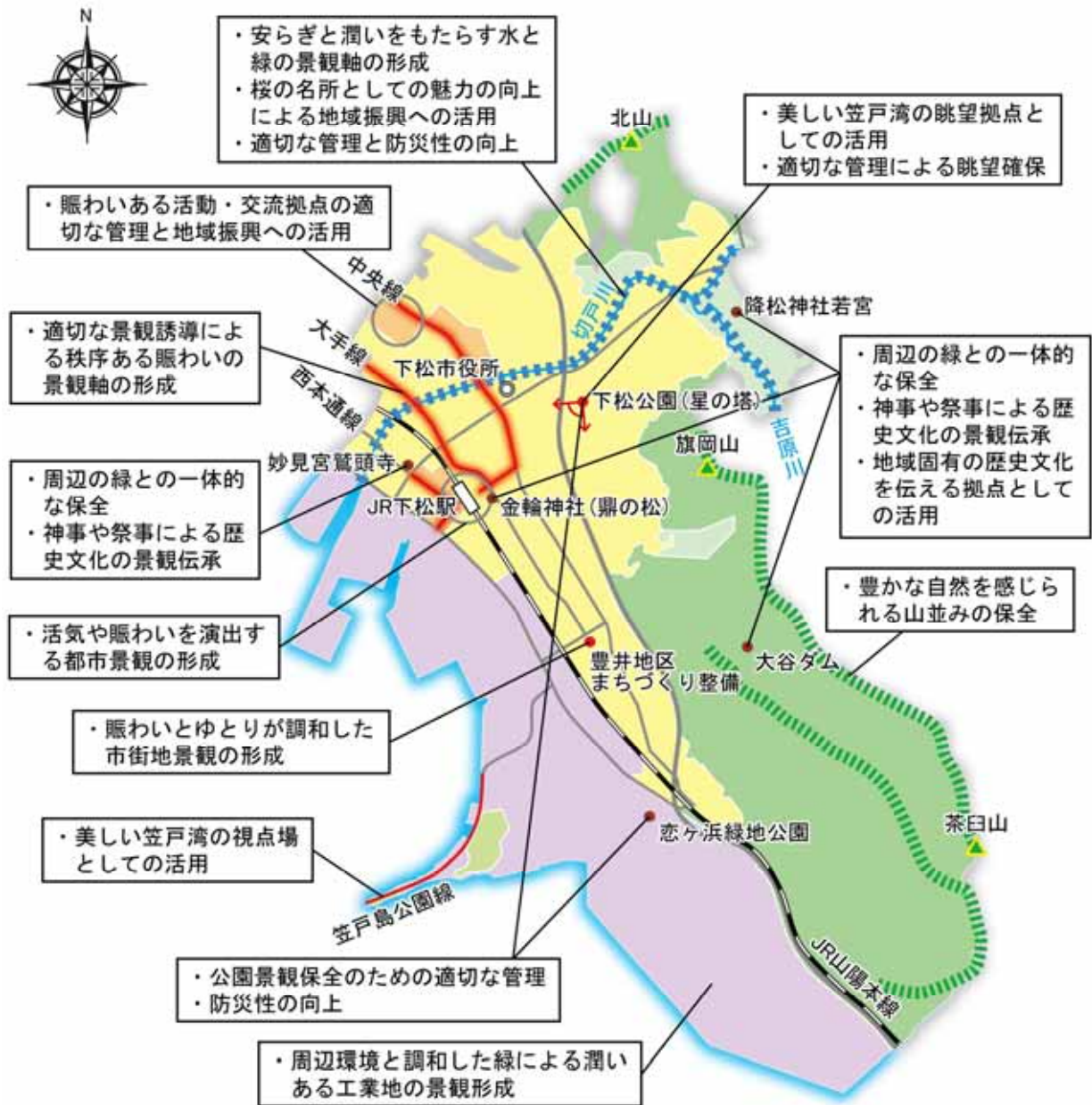


元町商店街



シンボルライン(中央線)

下松地域 景観まちづくり基本方針図



景観の軸と点

自然の景観	稜線軸		面的な景観（土地利用）	自然の景観	森林の景観	■
	主な山	▲		湖面の景観	■	
	河川軸			生活の景観	農地の景観	■
	主な景観資源	●		住宅地の景観	■	
歴史文化の景観	旧山陽道	—		公園・緑地の景観	■	
	主な景観資源	●		商業地の景観	■	
生活の景観	賑わいの軸	—		工業地の景観	■	
	主な景観資源	●				
	主な集落	●				
	道路の景観資源	—				
	主な眺望地点	▲				

2. 末武地域の景観まちづくりの基本方針



青木線の街路景観

末武地域の景観まちづくり

末武平野に賑わいとゆとりが融合する 新市街地の景観まちづくり

末武地域は、臨海軸、山陽道軸、末武川軸という都市の3つの活動軸が重なり合う地域として、ほぼ全域で市街化が進んでいます。臨海工業地域の一角を担う工場群と沿道型商業施設が集積するシンボルライン（末武大通線、中央線、大手線）、整然とした住宅地、市街地の貴重な水と緑の空間である末武川、平田川の流れが、地域景観の骨格をなしています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- 市街地からは、周南市との市境に位置する荒神山（岩熊山）、北東部の北山、鷺頭山などの山々を眺望することができ、市街地の緑の背景となっています。
- 市街地を緩やかに流れる末武川や平田川は、貴重な水と緑の空間を形成し、川岸の桜の風景や子どもたちが魚釣りを楽しむ風景などを見ることができます。これら市街地に潤いを与えている河川空間の自然環境の保全と親水性の向上が望まれます。



荒神橋から見る荒神山



末武川

【歴史文化の景観】

- 後野社や祇園神社など地域内に点在する神社仏閣は、古くから地域の信仰の対象となり、地域固有の風土の形成に関わっています。
- 現在鶴ヶ浜にある灯明台は、かつて下松港入口だった海岸沿いの洲鼻で笠戸湾に出入りする船舶の安全を守っていたもので、笠戸湾の港の歴史を今に伝えています。
- 市街化が進み、まちなみの変容が著しいなか、街中に埋もれつつある地域の歴史文化資源や情緒ある風景を、大切に守っていくとともに、次世代に伝えていくことが望まれます。



祇園神社



灯明台

【生活の景観】

- 下松市のシンボルラインに位置づけられる末武大通線や中央線沿いには、大規模店舗や商業施設が立ち並び、賑わいのある都市景観が形成されています。
- 中部土地区画整理事業による市街地整備が完了し、下松市の新たな顔となるまちなみが形成され、花と緑の景観づくりや清掃活動など、市民協働の景観まちづくりが進められています。
- 青木線や大海線が整備され、道路周辺には商業施設や住宅が立地するなど新しいまちづくりによる景観が形成されています。発展を続ける市街地の美しいまちなみ景観の形成が望まれます。
- 下松ふ頭公園や建設が計画されている新斎場などの公共空間については、地域協働による管理と魅力づくりを含めた景観まちづくりが望まれます。

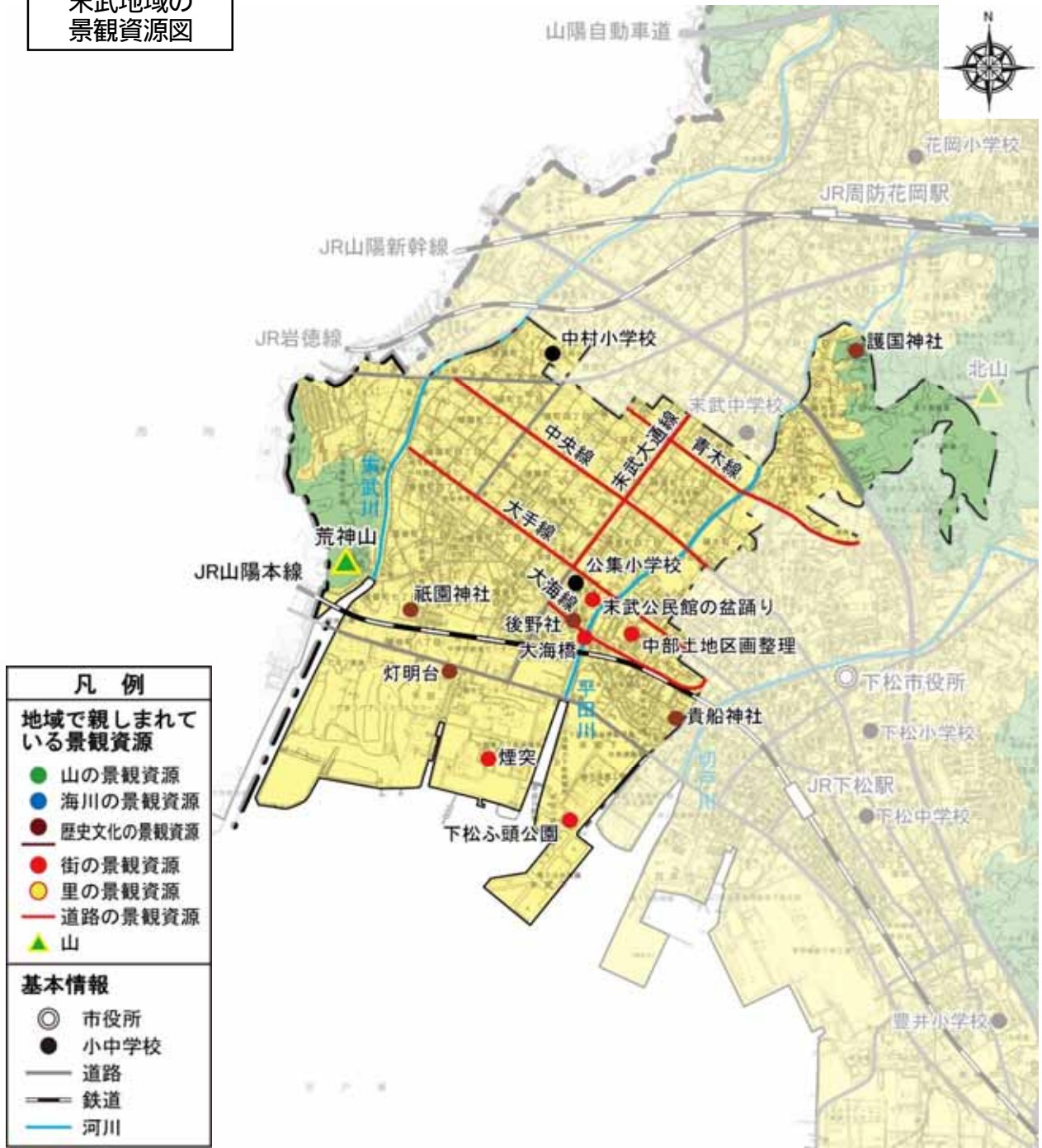


中部土地区画整理



下松ふ頭公園

未武地域の
景観資源図



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	荒神山、未武川、平田川
歴史文化の景観		うしろのしゃ 後野社、祇園神社、灯明台、護国神社、貴船神社
	祭りの景観	後野社春まつり、護国神社春季大祭、貴船神社大祭
生活の景観	街の景観	未武大通線沿道の商業施設、中部土地区画整理、大海橋、煙突
	道路の景観	中央線、大手線、未武大通線等のシンボル道路、青木線、大海線
	公園の景観	下松ふ頭公園

景観まちづくりの目標

末武平野に賑わいとゆとりが融合する 新市街地の景観まちづくり

市街化の発展が著しい末武平野で、地域の骨格を形成する「道路」「河川」「海岸線」の都市軸を活かしながら、産業の賑わいとゆとりある住環境が融合する新市街地の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・市街地の背景となる荒神山（岩熊山）や北山などの緑は、豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- ・市街地を流れる末武川や平田川は、適切な管理や親水性の向上に努め、地域に安らぎと潤いをもたらす水と緑の景観軸の形成をめざします。



方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・後野社^{うしろのしゃ}や祇園神社などの神社仏閣は、周辺の緑と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- ・灯明台など街中に埋もれつつある歴史文化資源は、地域の歴史を伝える資源として再認識し、地域への誇りや愛着を高めつつ保全に努めます。

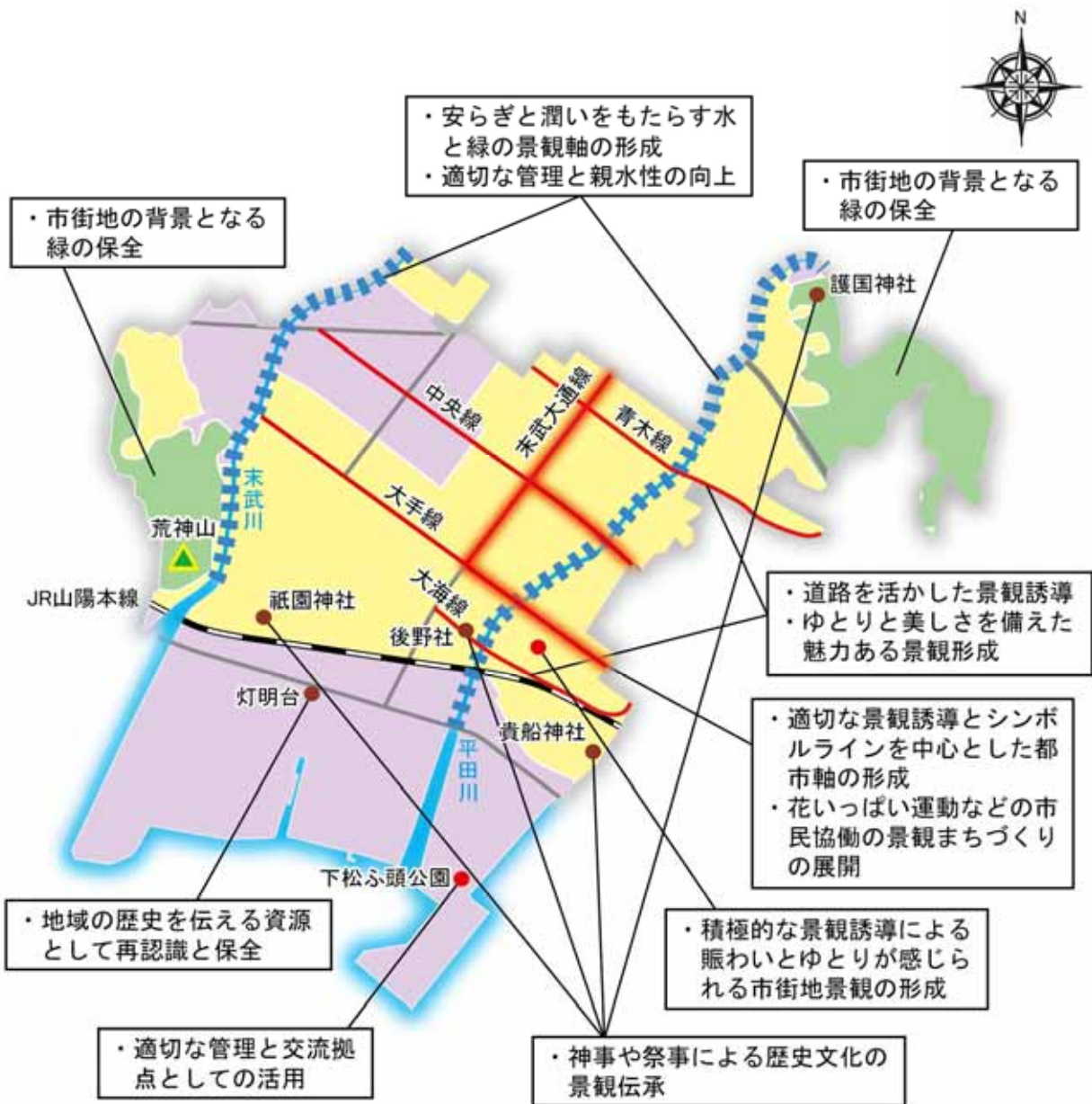


方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・シンボルラインを形成する末武大通線や中央線などの道路軸は、適切な景観誘導を図り、新たな顔となる都市軸として、風格ある景観の形成をめざします。
- ・地域全体が秩序ある市街地となるよう、住宅や産業施設の調和のとれた賑わいとゆとりが感じられる市街地景観の形成をめざします。
- ・道路沿いの花壇を活用した花いっぱい運動などの既存活動を推進しつつ、市民協働の景観まちづくりの展開をめざします。
- ・青木線や大海線は、道路を活かした新しいまちなみ景観の誘導を図り、ゆとりや美しさも備えた魅力ある景観の形成をめざします。
- ・工業地の貴重な緑の拠点となる下松ふ頭公園は、適切な管理と魅力の向上に努め、臨海部における交流拠点として活用を図ります。



末武地域 景観まちづくり基本方針図



景観の軸と点

自然の景観	稜線軸	
	主な山	▲
	河川軸	
	主な景観資源	●
歴史文化の景観	旧山陽道	—
	主な景観資源	●
生活の景観	賑わいの軸	—
	主な景観資源	●
	主な集落	●
	道路の景観資源	—
	主な眺望地点	👁️

面的な景観（土地利用）

自然の景観	森林の景観	■
	湖面の景観	■
生活の景観	農地の景観	■
	住宅地の景観	■
	公園・緑地の景観	■
	商業地の景観	■
	工業地の景観	■

3. 花岡地域の景観まちづくりの基本方針



花岡地域の景観まちづくり

宿場町の歴史文化の趣を感じる 花岡特有の景観まちづくり

花岡地区は地形的に、中国山地と平野部との東西方向の境界付近にあり、古くから山陽道がはしる交通の要衝でした。旧山陽道の宿場町として栄えた宿場町の面影は失われつつありますが、花岡八幡宮の石段と社殿、関伽井坊多宝塔などの歴史を感じさせる貴重な歴史文化資源が多く、市を代表する景観があります。

また、国道2号、末武大通線などの幹線道路には、大規模な商業施設を中心とした沿道型商業施設が立ち並び、JR周防花岡駅周辺では住宅地化が進むなど新しいまちなみが形成されています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- 花岡北部の山々は、市街地の景観を和らげる緑の背景となるとともに、湧水を利用した酒づくりが行われています。これら豊かな山々の緑を保全することが望まれます。
- 米川から流れる末武川は花岡で平野部に出て、ゆったりと蛇行して流れ、田畑を潤しています。土地の開発などにより、農地は急速に減少していますが、地域の身近な水辺空間であり、親水性のある市民に親しまれる景観づくりを進めることが望まれます。



花岡北部の山々



末武川

【歴史文化の景観】

- 石畳の長い参道と石段、灯籠が置かれている花岡八幡宮や国指定重要文化財に指定されている^{あかいはらうたほうとう}関伽井坊多宝塔など歴史文化の景観を形成しています。これら地域の歴史文化の景観を保全していくことが望まれます。
- 旧山陽道の宿場町であった花岡には、花岡八幡宮、福德稲荷社、花岡勘場跡（萩藩代官所）等があり、歴史文化の景観を形成しています。宿場町の面影を伝える建造物を保全活用し、歴史文化景観を後世に伝えることが望まれます。
- 毎年11月3日に開催される稲穂祭（きつねの嫁入り）では、きつねに扮した嫁入り行列が旧山陽道を練り歩き、歴史文化の趣が漂う祭りとなっています。



関伽井坊多宝塔

【生活の景観】

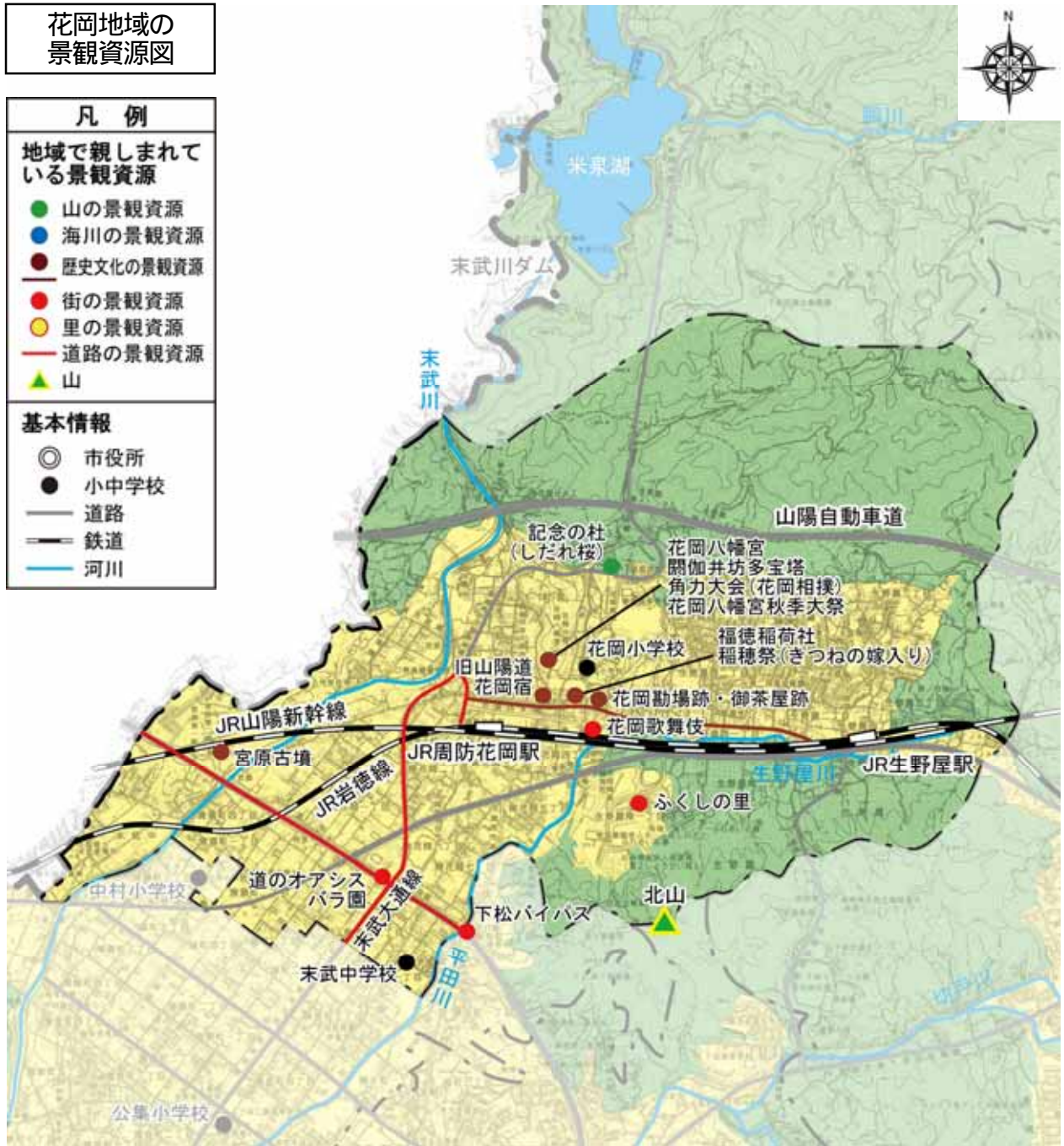
- 国道2号、末武大通線などの幹線道路に、大規模商業施設や沿道型商業施設が立地するとともに、市街化が進展し地域全体で住宅が増加しています。商業地と住宅地が調和して共存する秩序ある景観環境形成が望まれます。
- ふくしの里は、病院をはじめ地域交流センターやふれあい広場、親水公園が複合した医療・福祉の拠点となる地区で、花岡北部の山々や北山の山稜を眺めることができ市民に親しまれています。
- 宿場町としての面影が失われつつある中、古いまちなみや民話・伝説を知り、伝えていくことが望まれます。



福德稲荷社



ふくしの里



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	北部の山々、北山、末武川、記念の杜（しだれ桜）
歴史文化の景観		宮原古墳、旧山陽道花岡宿（花岡八幡宮周辺）、花岡八幡宮、関伽井坊多宝塔、福德稲荷社、花岡勘場跡・御茶屋跡
	祭りの景観	稲穂祭（きつねの嫁入り）、花岡八幡宮奉納角力大会（花岡相撲）、花岡八幡宮秋季大祭
生活の景観	街の景観	JR周防花岡駅、沿道型商業施設
	道路の景観	下松バイパス、道のオアシスバラ園、末武大通線等のシンボル道路
	公共施設の景観	ふくしの里
	祭り・催しの景観	花岡歌舞伎

景観まちづくりの目標

宿場町の歴史文化の趣を感じる 花岡特有の景観まちづくり

商業施設の集積や住宅地化の進展などにより変わりゆく市街地に、旧山陽道を軸として宿場町の歴史文化の趣を感じることができる花岡特有の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・市街地を取り囲む北部の山々と南部の北山の緑は、豊かな自然を感じられる山並みでもあり、地区を特徴づける空間でもある社寺林とともに、緑地環境の保全に努めます。
- ・市街地に潤いを与えている末武川や平田川は、適切な管理や親水性の向上に努め、地域に安らぎと潤いをもたらす水と緑の景観軸の形成をめざします。
- ・記念の杜は、適切な管理と魅力の向上に努め、地域を代表する桜巡りの拠点としての活用を図ります。



方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・花岡八幡宮や福德稻荷社などの神社仏閣は、周辺の緑と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- ・歴史的な資源が集積し、かつての旧山陽道の宿場町であったまちなみは、面影を残す建造物などの適切な保全と誘導に努め、地域を代表する歴史的なまちなみ景観軸として地域振興への活用を図ります。
- ・宿場町の歴史を活かした稲穂祭(きつねの嫁入り)は、地域の歴史を伝え発信する伝統行事として保全に努め、地域振興への活用を図ります。



方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・国道2号や末武大通線などの道路軸は、適切な景観誘導による秩序と活気のある道路景観形成を図るとともに、増加する住宅地が織りなす住宅景観との調和のとれた市街地景観をめざします。
- ・病院や地域交流センターなどが複合した医療・福祉の拠点となる「ふくしの里」は、適切な管理に努めつつ、地域の活動交流拠点として、また、市街地や北部の山々を望む眺望拠点としての活用を進めます。
- ・花岡歌舞伎などは、地域風土を学び伝える資源として文化の伝承と地域振興への活用を図ります。



花岡地域 景観まちづくり基本方針図



自然の景観	稜線軸		面的な景観（土地利用）		
	主な山		自然の景観	森林の景観	
	河川軸			湖面の景観	
	主な景観資源		生活の景観	農地の景観	
歴史文化の景観	旧山陽道			住宅地の景観	
	主な景観資源			公園・緑地の景観	
生活の景観	賑わいの軸			商業地の景観	
	主な景観資源			工業地の景観	
	主な集落				
	道路の景観資源				
	主な眺望地点				

4. 久保地域の景観まちづくりの基本方針



久保地域の景観まちづくり

新旧の生活のまちなみが調和しホタルが舞う 街と田園の景観まちづくり

切戸川の上・中流域となる久保地域は中央を切戸川が流れ、北と南に山が連なる地形をなしています。東西方向に旧山陽道がはしり、現在も国道2号、山陽自動車道、JR山陽新幹線がはしる交通の要衝です。

国道2号を中心に、交通の利便性の良さから久保団地（東陽）、周南工流シティー、下松スポーツ公園など計画的につくられた住宅地や工場、公園が緑の中に点在しており、整然としたまちなみ景観があります。

また、農地も多く市内最大の農業地域であり、農業体験などの交流機能も持つ公園施設である農業公園などの田園景観があります。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- ・ ^{わしず} 鷲頭山、烏帽子岳、茶臼山等の山々から吉原川、^{この} 小野川が流れ、豊かな自然の景観をなしています。
- ・ 小川にはホタルが生息し、初夏にはホタルの乱舞を見ることができます。
- ・ 美しい山や川の自然景観を守るとともにホタルなどの生物を大切にしていくことが望まれます。



鷲頭山

【歴史文化の景観】

- ・ 鷲頭山山頂には^{くだまつ} 降松神社上宮、中宮があります。降松神社若宮や切戸川中流域の恋路大橋から鷲頭山を眺望することができます。
- ・ 切山八幡宮は切山の小高い丘にあります。境内では切山歌舞伎が江戸時代から上演され、境内とともに歴史文化の景観を形成しています。切山歌舞伎などの地域が持つ貴重な伝統文化や歴史を守り、伝えていくことが望まれます。
- ・ 旧山陽道の宿場町であった久保には神社仏閣や古民家、^{こて} 鏝絵の残された民家など宿場町の面影が残されています。宿場町の面影を伝える建造物を保全活用し、伝えていくことが望まれます。



久保市のホタルの乱舞



小野川

【生活の景観】

- ・ 山地の起伏ある地形で、市街化調整区域として開発が抑制されたため、豊かな自然に囲まれた田園風景が残されています。それら山間部の田園風景を保全するとともに、担い手の育成や市民活動として保全する取組が望まれます。
- ・ 計画的に開発された土地が多く、整然とした住宅団地、工業団地が山の緑に映えて良好な景観を形成するとともに、住宅地内に設置された公園や緑地などが、身近な緑化空間を形成しています。
- ・ 下松スポーツ公園は、全市的なスポーツ・レクリエーションの拠点として、また防災拠点として活用されており、総合公園としての機能を有する交流拠点となっています。



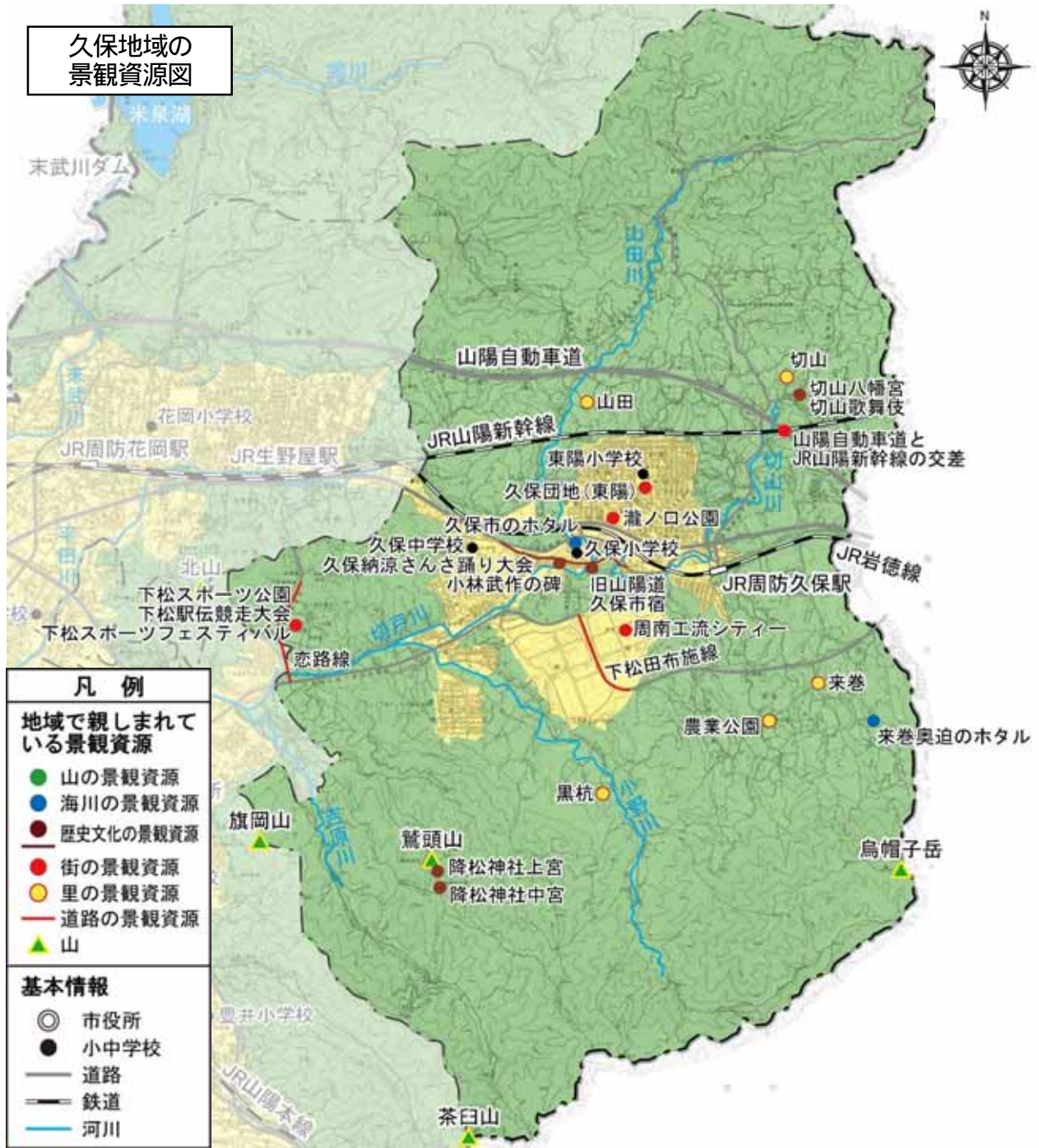
切山八幡宮



旧山陽道に面する古民家



周南工流シティー



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	鷲頭山、烏帽子岳、茶臼山、切戸川、 <small>この</small> 小野川、吉原川、久保市のホテル、来巻奥迫のホテル
歴史文化の景観		旧山陽道久保市宿、小林武作の碑、切山八幡宮、降松神社上宮、降松神社中宮
	伝統芸能の景観	切山歌舞伎
生活の景観	街の景観	久保団地（東陽）、周南工流シティー
	道路の景観	下松田布施線、恋路線、山陽自動車道と JR 山陽新幹線の交差
	公園の景観	下松スポーツ公園、瀧ノ口公園
	祭り・催しの景観	下松駅伝競走大会、下松スポーツフェスティバル、久保納涼さんさ踊り大会
	里の景観	切山、来巻、山田、黒杭、農業公園

景観まちづくりの目標

新旧の生活のまちなみが調和しホタルが舞う 街と田園の景観まちづくり

ホタルが舞う水辺や田園風景など豊かな自然環境に包まれ、宿場町の面影が残るまちなみ、新たな生活や産業拠点のまちなみが調和する街と田園の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- 市街地を取り囲む^{わしず}鷲頭山、烏帽子岳、茶臼山などの緑は、豊かな自然を感じられる山並みとして保全に努めます。
- 久保市や来巻奥迫などホタルが舞う小川は、自然環境の適切な保全と管理に努め、自然と触れ合う水辺、地域を代表する自然の景観として保全し、地域振興への活用を図ります。



方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- 降松神社(上宮、中宮)や切山八幡宮などの神社仏閣は、周辺の里山景観と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- 江戸時代からの伝統をもつ切山歌舞伎(切山八幡宮)は、地域の歴史を伝え発信する伝統行事として保全に努め、地域振興への活用を図ります。
- 旧山陽道の宿場町であった久保周辺は、かつての面影を残す建造物などの適切な保全と誘導に努めつつ、地域の顔となる歴史的なまちなみ拠点としての活用を図ります。

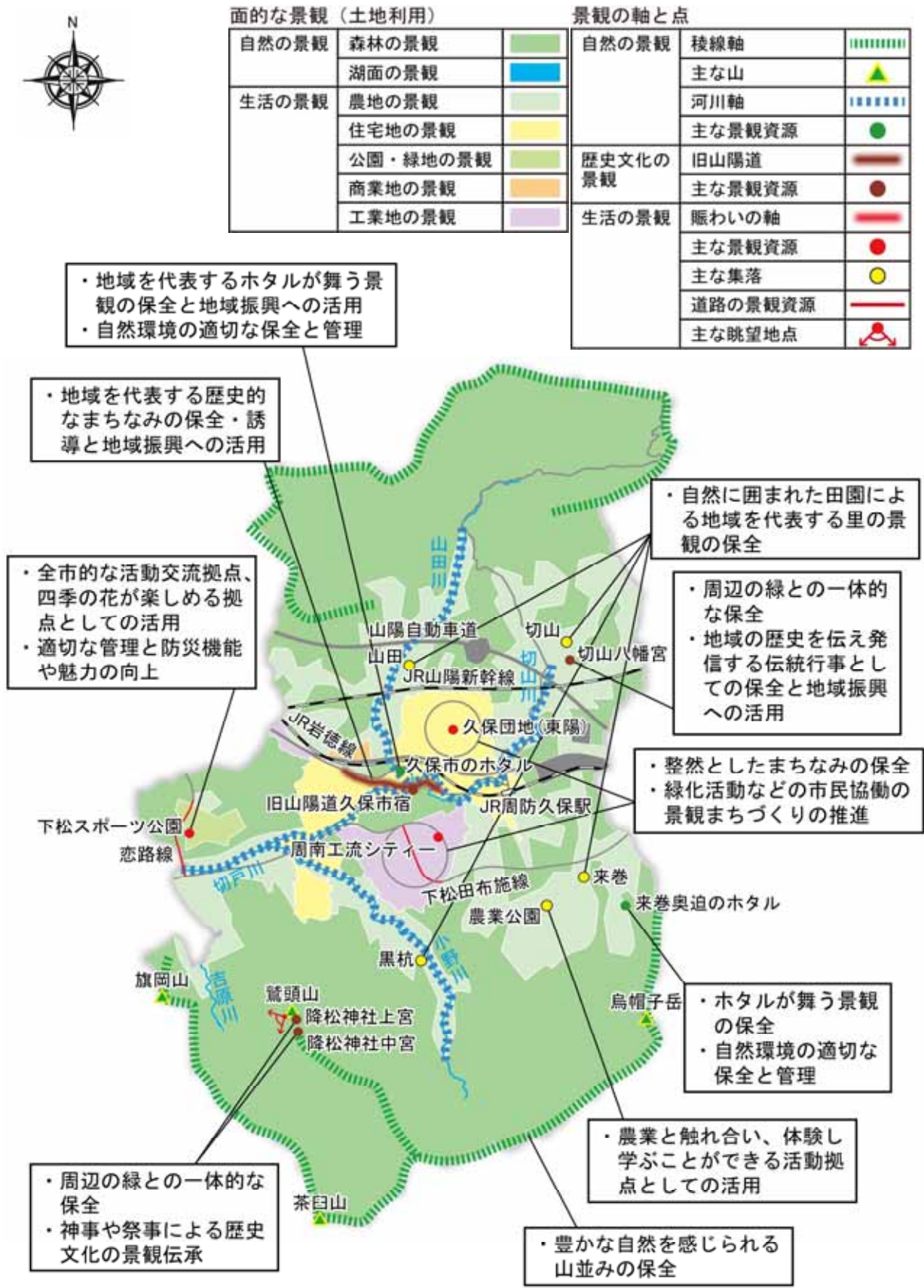


方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- 切山や山田などの田園風景は、地域を代表する里の景観として保全に努めます。また、農業公園は、農業と触れ合い、体験し学ぶことができる活動拠点としての活用を図ります。
- 下松スポーツ公園は、防災公園としての機能や憩いの場としての魅力の向上に努めつつ、適切な管理を行い全市的な活動交流拠点として、また、四季の花が楽しめる拠点としての活用を図ります。
- 久保団地(東陽)や周南工流シティーなどは、整然としたまちなみの保全に努めるとともに、適切な管理が行われるよう、緑化活動などの市民協働の景観まちづくりの展開をめざします。



久保地域 景観まちづくり基本方針図



5. 笠戸島地域の景観まちづくりの基本方針



笠戸島地域の景観まちづくり

島特有の風景を守りつつ観光振興に繋がる 笠戸島の景観まちづくり

瀬戸内海に浮かぶ笠戸島地域は、風光明媚な自然景観を有し、「笠戸大橋」により本土と結ばれ交通の便も良く、観光の島として知られています。

豊かな自然景観だけでなく、島の中央には造船所の景観、瀬戸内海の温暖な気候を活用して育てられているレモンの圃場が広がっています。

また、島の地形を活かして、海上でのイカダレースや島全土をコースとするトレイルランニングなどの全市を代表するイベントが、地域協働で行われています。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- ・笠戸島地域は瀬戸内海国立公園に指定され、尻高山、摺鉢山、火振岬、夕日岬、はなぐり岩など自然豊かな景観を有し、特に夕日の美しい島として知られています。
- ・はなぐり海水浴場、海上遊歩道など豊かな自然を活かした観光レクリエーションの場は、賑わいを演出しています。
- ・国立公園の景観を含め、山並み、浜辺、磯、岬、そして、人々の生活など複数の要素から構成される島特有の自然景観の保全が望まれます。

【歴史文化の景観】

- ・深浦八幡宮や笠戸神社、沖浦観音、霊場八十八ヶ所などは、瀬戸内海の眺望や島の山々とあいまって、歴史文化的な景観を形成しています。
- ・海の安全を祈願する深浦管絃祭は、地域を代表する伝統行事で、提灯をともした数隻の打瀬船が夜の海を照らし、辺りは幻想的な雰囲気になります。
- ・島固有の歴史と伝統を守り育てるとともに、自然景観資源や歴史文化資源を周遊する工夫など、PR・活用する取組が望まれます。

【生活の景観】

- ・本浦や深浦地区は漁村のたたずまいを残し、深浦では集落の背景に棚田の風景が望めます。一方で、少子高齢化等による空き家や耕作放棄地が増加しており、適切な維持管理が望まれます。
- ・笠戸島は古くから造船の島として栄え、江の浦には瀬戸内海の自然を背景とした迫力ある造船所の景観があります。
- ・笠戸島家族旅行村や国民宿舎大城^{おおじょう}などは、瀬戸内の風景を眺める絶好のレジャー施設で、オートキャンプや温泉、自然散策も楽しめ、来訪者による賑わいを演出しています。
- ・道路や港などの社会基盤の整備にあたっては、島特有の景観や眺望に配慮し、景観づくりを誘導する取組が望まれます。
- ・賑わいの拠点となる「みなとオアシス」に登録され、市民参加による地域振興の取組が継続的に行われ、観光施設の活用による交流拡大や活性化が望まれます。



黄昏時の笠戸島



火振岬



深浦八幡宮



笠戸レモン



造船所



家族旅行村

笠戸島地域の
景観資源図



凡例	
地域で親しまれている景観資源	
●	山の景観資源
●	海川の景観資源
●	歴史文化の景観資源
●	街の景観資源
●	里の景観資源
—	道路の景観資源
▲	山
基本情報	
○	市役所
●	小中学校
—	道路
—	鉄道
—	河川

景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	尻高山、摺鉢山、夕日岬、鎌石岬、火振岬、はなぐり海水浴場、瀬戸遊歩道、はなぐり岩
歴史文化の景観		笠かけの松、深浦八幡宮、沖浦観音、笠戸神社
	祭りの景観	深浦管絃祭
生活の景観	街の景観	造船所
	道路の景観	笠戸大橋、笠戸島公園線、笠戸島線
	公園の景観	海上遊歩道（海上プロムナード）、外史公園、潮風ガーデン
	観光地の景観	笠戸島家族旅行村、国民宿舎大城、下松市栽培漁業センターひらめ☆(き)パーク笠戸島、島の学び舎（下松市郷土資料展示収蔵施設）
	祭り・催しの景観	笠戸島まつり、くだまつ笠戸島マリニイカダレース、ひらめ等魚介類供養祭、くだまつ笠戸島アイランドトレイル
	里の景観	本浦、江の浦、小深浦、深浦

景観まちづくりの目標

島特有の風景を守りつつ観光振興に繋がる 笠戸島の景観まちづくり

浜辺、磯、岬など島特有の自然に包まれた観光の島の振興に繋げる視点から、島特有の自然・歴史文化・暮らしの風景を守りつつ、風光明媚な風景を活かした笠戸島の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・笠戸島の山並みと緑、浜辺、磯、岬など島特有の資源は、ふるさと下松を代表する自然景観として保全に努めます。
- ・雄大な多島美景観が望める笠戸島家族旅行村、夕日岬などは、全市を代表する眺望拠点としての活用を図ります。また、笠戸島公園線、笠戸島線などの道路は、笠戸湾の眺望確保に配慮した適切な管理に努め、島の自然環境と調和して様々な景色が楽しめる沿道景観の形成をめざします。
- ・はなぐり海水浴場など笠戸島の自然を活かした活動の場は、適切な管理と魅力の向上に努めつつ、全市を代表する観光レクリエーション拠点としての活用を図ります。



方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・深浦八幡宮、笠戸神社、霊場八十八ヶ所など笠戸島固有の歴史を伝える神社仏閣は、周辺の里山や海の景観と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、島の個性ある歴史文化景観としての伝承を図ります。
- ・海の安全を祈願する深浦管絃祭は、地域の歴史を伝え発信する伝統行事として保全に努め、地域振興への活用を図ります。



方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・本浦地区や深浦地区などの漁村集落や棚田の風景は、島特有の暮らしのたたずまいを伝える景観拠点として保全に努めます。
- ・江の浦の迫力ある造船所の景観は、島の発展を物語る資源の一つとして活用を図ります。
- ・島を回遊する道路沿いは、案内機能や美化活動、花いっぱい運動の充実を図るとともに、島めぐり街道として沿道景観の形成をめざします。
- ・笠戸島家族旅行村や国民宿舎大城^{おおじょう}などは、適切な管理に努めつつ、来訪者による賑わいを演出する拠点としての活用を図ります。
- ・イカダレースなどのイベントは、島の魅力を活かす活動として、地域振興への活用を図ります。



笠戸島地域 景観まちづくり基本方針図

景観の軸と点

自然の景観	稜線軸	
	主な山	
	河川軸	
歴史文化の景観	主な景観資源	
	旧山陽道	
生活の景観	主な景観資源	
	主な集落	
	道路の景観資源	
	主な眺望地点	

面的な景観（土地利用）

自然の景観	森林の景観	
	湖面の景観	
生活の景観	農地の景観	
	住宅地の景観	
	公園・緑地の景観	
	商業地の景観	
	工業地の景観	



【地域全体】

・浜辺、磯、岬など島特有の自然景観の保全

・周辺の里山や海の景観との一体的な保全
・神事や祭事による歴史文化の景観伝承

・雄大な多島美景観が望める眺望拠点としての活用
・笠戸島の自然を活かした観光レクリエーション拠点としての活用
・島の魅力を活かした活動・交流拠点の形成

・笠戸湾の眺望確保に配慮した適切な管理と様々な景色が楽しめる道路として活用
・案内機能や美化活動の充実と島めぐり街道としての沿道景観の創造

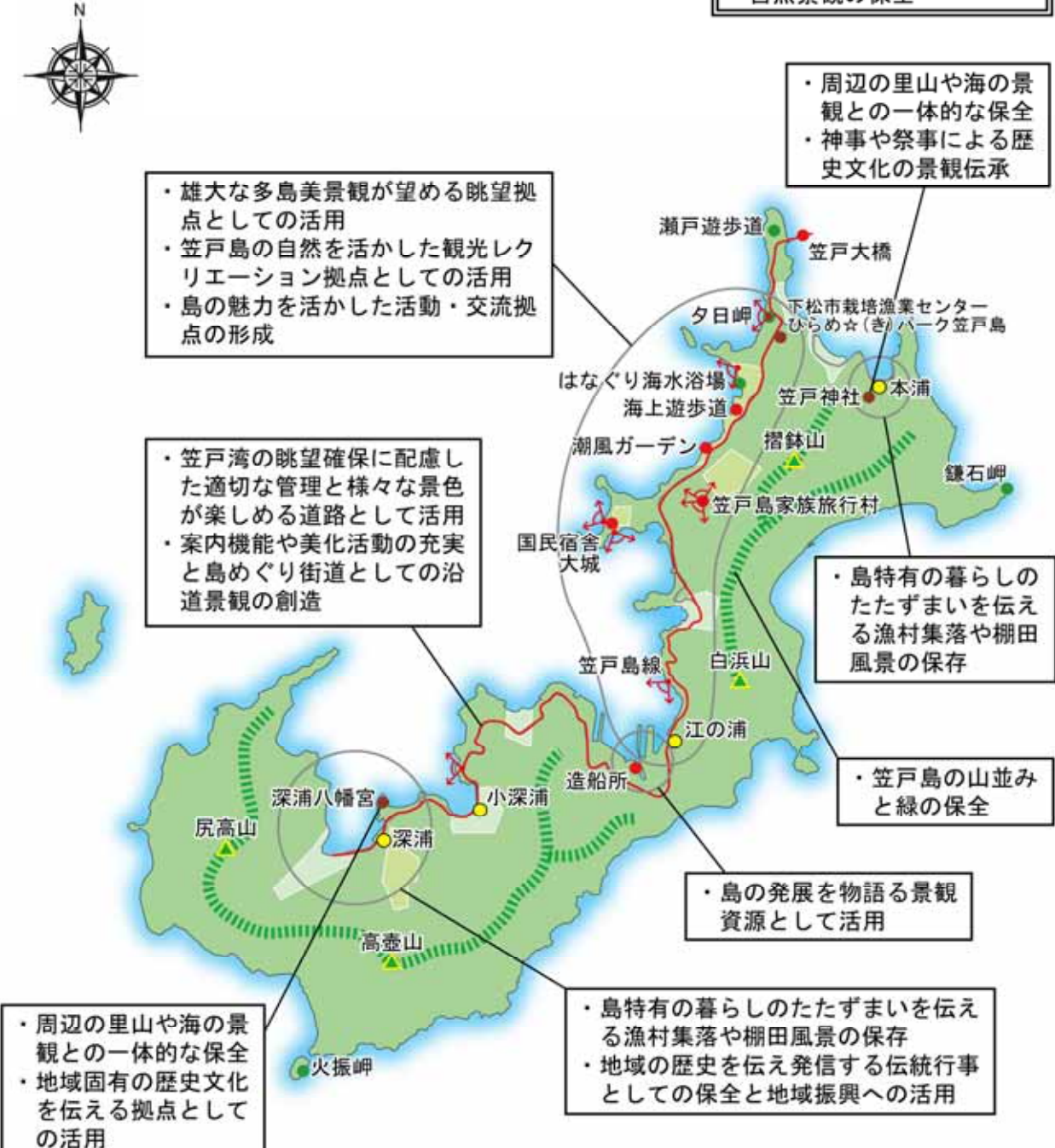
・島特有の暮らしのたたずまいを伝える漁村集落や棚田風景の保存

・笠戸島の山並みと緑の保全

・島の発展を物語る景観資源として活用

・周辺の里山や海の景観との一体的な保全
・地域固有の歴史文化を伝える拠点としての活用

・島特有の暮らしのたたずまいを伝える漁村集落や棚田風景の保存
・地域の歴史を伝え発信する伝統行事としての保全と地域振興への活用



6. 米川地域の景観まちづくりの基本方針



米川地域の景観まちづくり

棚田が広がる農村風景と四季折々の自然を映し出す湖面を活かした
里山の景観まちづくり

米川地域は末武川上流部の中国山地から連なる山々と谷間に発達した棚田が景観特性をなします。
温見^{ぬくみ}ダム、末武川ダム（米泉湖）の2つのダム湖があり、湖面に映し出された山々の景色が市民に親しまれています。米川トンネルや県道、市道の整備により自動車でのアクセスが向上し、市中心部からこの景観を見に来ることが容易になっています。

また、小規模ながら農業が営まれ、休耕田を活用したゆずの栽培や山の湧水を活用したあまごの養殖など、季節ごとに移ろう里山の景観があります。

景観特性と景観まちづくりの課題

【自然の景観】

- 中国山地から連なる山々と末武川上流部の溪流が、山間部の景観を構成しています。これらの豊かな自然・山地において廃棄物などが投棄されないよう保全することが望まれます。
- 温見ダム、末武川ダム（米泉湖）の湖面には、四季折々の自然の変化が映し出されます。また、大將軍山や西平谷のハイキングコースは豊かな自然の景色が、旧内藤家庭園や滝ノ口河川公園は紅葉が楽しめる場として親しまれています。



【歴史文化の景観】

- 山里には鎮守の森があり、石段と鳥居、奥深い森が山里の歴史を感じさせます。鎮守の森など地域のシンボルとなる要所は、適切な維持管理が望まれます。
- 大藤谷及び温見には「ふる里大師藤見八十八箇所」の石仏が八十八箇所に置かれ、地域で大切にされています。こうした石造物がいたる所にあり、里の棚田の景観とともに地域の特徴となる歴史文化の景観を形成しています。
- 西平谷周辺の山中には戦争の歴史を物語る砲台跡や探照灯跡、下谷周辺には大正時代の趣を残す万寿庵橋などの資源が残っています。こうした地域の歴史資産を評価し、記録と保存、活用し、伝承することが望まれます。

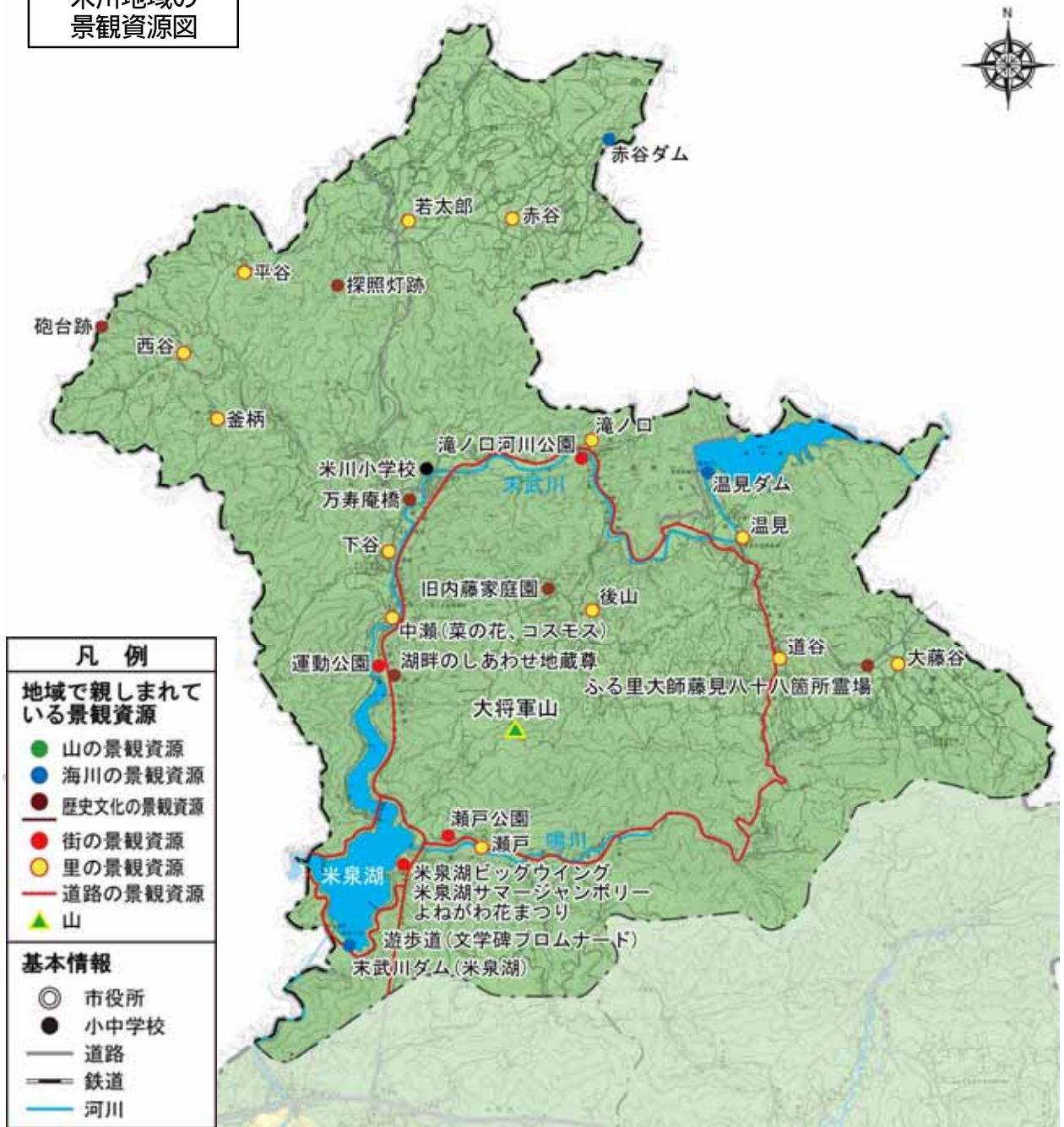


【生活の景観】

- 末武川流域の谷間には棚田が広がり、茅葺きをトタンで被った古くからの農家住宅も点在し、里の景観を見せています。高齢化、過疎化による耕作放棄地の増加を防ぐため、休耕田を活用したゆずの栽培が行われるなど、新たな里山の景観が形成されています。
- 末武川ダム（米泉湖）周辺は遊歩道や文学碑プロムナードなどが整備され、自然の中でのイベント等が行われるなど、多くの人を訪れます。湖畔の公園などの有効活用と、来訪者が気持ちよく山の景観を楽しむことができるような公園の適切な管理を、市民と行政とが連携して取り組むことが望まれます。
- 末武川ダム（米泉湖）上流の中瀬地区では、春は菜の花畑、秋はコスモス畑が市民を楽しませています。
- 誰でも利用できるコミュニティバス「米泉号」が運行されています。環境に優しい交通手段である公共交通の積極的な利用促進が望まれます。



米川地域の
景観資源図



景観の要素		地域で親しまれている景観資源
自然の景観	山・川・海の景観	大將軍山、末武川、温見ダム、末武川ダム（米泉湖）、赤谷ダム
歴史文化の景観		ふる里大師藤見八十八箇所霊場、湖畔のしあわせ地藏尊、万寿庵橋、砲台跡、探照灯跡、旧内藤家庭園
生活の景観	街の景観	
	道路の景観	遊歩道（文学碑プロムナード）
	公園の景観	米泉湖ビッグウイング、瀬戸公園、滝ノ口河川公園、運動公園
	祭り・催しの景観	米泉湖サマージャンボリー、よねがわ花まつり
里の景観		瀬戸、下谷、滝ノ口、温見、後山、道谷、大藤谷、西谷、平谷、釜柄、若太郎、赤谷、中瀬（菜の花、コスモス）

景観まちづくりの目標

棚田が広がる農村風景と四季折々の自然を映し出す湖面を活かした 里山の景観まちづくり

豊かな山々に囲まれた棚田が広がる農村風景や、四季折々の自然の変化が映し出される^{ぬくみ}温見ダム、末武川ダム（米泉湖）の湖面などの地域を象徴する風景を活かしながら、里山特有の景観まちづくりをめざします。

景観まちづくりの基本方針

方針1 郷土の自然を守り・活かす 自然の景観まちづくり

- ・中国山地から連なる山並み、山間を流れる溪流、棚田の農村風景は、地域を象徴する里山景観として保全に努めます。
- ・四季折々の里山の風景を映し出す温見ダムと末武川ダム（米泉湖）の湖面周辺は、適切な管理と魅力の向上に努めつつ、地域を代表する顔としての活用を図ります。
- ・滝ノ口河川公園は、路上駐車解消やトイレの整備など適切な管理を図りつつ、交流拠点としての活用を図ります。



方針2 歴史や伝統を守り・伝える 歴史文化の景観まちづくり

- ・各集落の神社仏閣や鎮守の森は、周辺の里山景観と一体的な保全に努めるとともに、神事や祭事等の価値を再認識し、地域の個性ある歴史文化の景観としての伝承を図ります。
- ・道路沿いに点在する観音様や地藏尊は、これらにまつわる民話や言い伝えを含め、周辺の里山景観と一体的な保全に努めます。また、砲台跡や探照灯跡、万寿庵橋などの時代を物語る資源は、その趣を保全するとともに、歴史散策の拠点としての活用を図ります。



方針3 まちなみを整え・創る 生活の景観まちづくり

- ・^{くだたに}下谷地区などの谷間に点在する農村集落や棚田、育てられているゆずの木々の風景は、地域を代表する里山景観として保全に努めます。
- ・コミュニティバスによる生活交通利便性の拡大を図るとともに、地域を回遊する道路沿いは、案内機能や美化活動の充実を図り、里めぐり街道としての沿道景観の形成をめざします。
- ・中瀬地区の「春の菜の花」「秋のコスモス」の風景は、地域の個性ある景観として保全に努めつつ、地域振興への活用を図ります。
- ・末武川ダム（米泉湖）湖畔の公園は、適切な管理に努めつつ、地域の活動拠点、交流拠点としての活用を図ります。



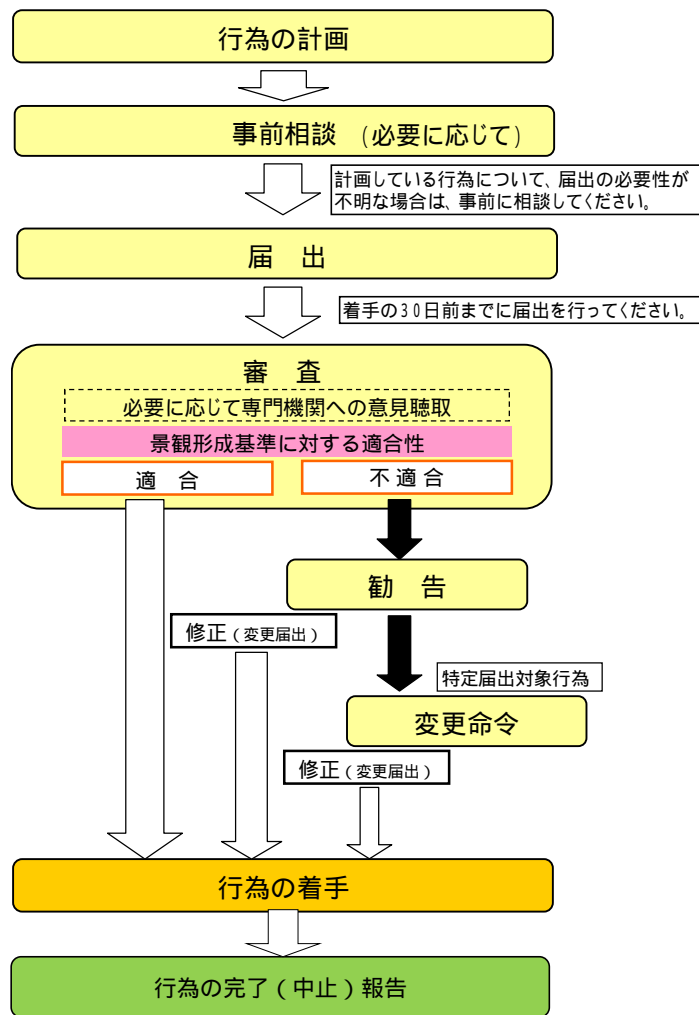
第4章

良好な景観形成に向けた取組

1. 良好な景観形成のための行為の制限

景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、届出が必要です。

大規模な建築物や工作物、開発などは、下松市の景観形成に大きな影響を及ぼします。良好な景観形成に向け、届出と景観形成を図るための景観形成基準を設定し、良好な景観まちづくりに向けた誘導を図ります。



届出のフロー

大規模行為の定義	
建築物	高さ13m又は建築延べ面積500㎡を超えるもの
工作物	プラント等：高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの
	鉄塔等：高さ15mを超えるもの
	広告塔類：高さ4mを超えるもの
開発行為	開発面積1,000㎡以上

(1) 届出が必要な行為

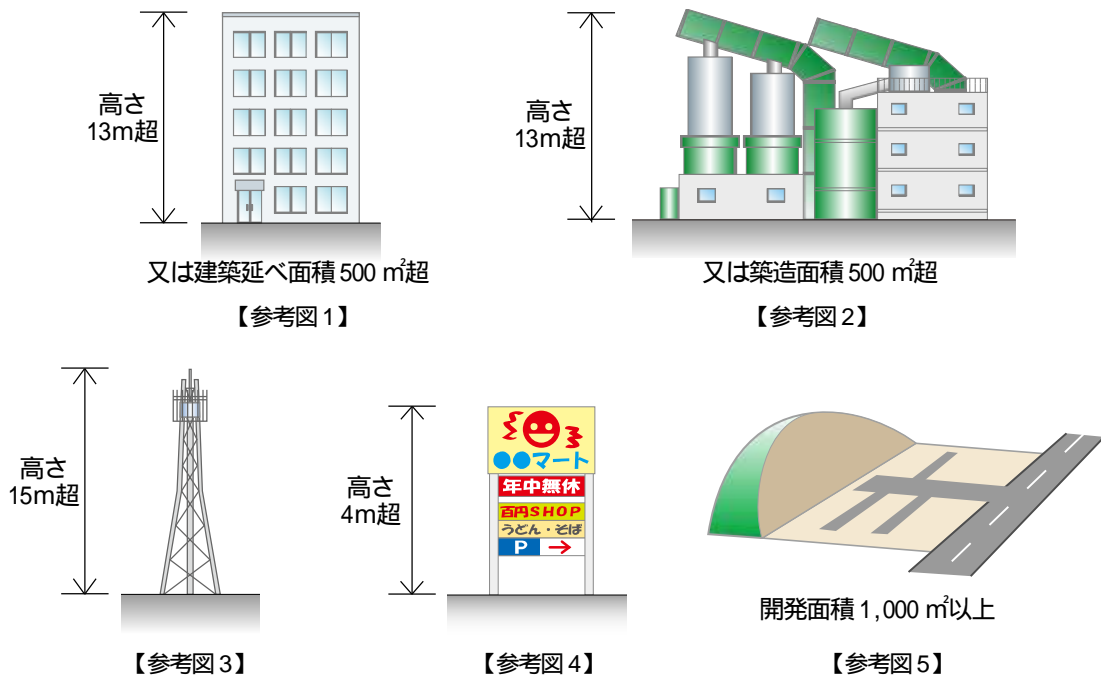
行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13m又は建築延べ面積500㎡を超えるもの【参考図1】 増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの 改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの 	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> プラント等：高さ13m（第一種低層住居専用地域においては10m）又は築造面積500㎡を超えるもの【参考図2】 増築は、従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの 改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの 鉄塔等：高さ15m（第一種低層住居専用地域においては10m）を超えるもの【参考図3】 増築は、増築後の高さが上記規模を超えるもの 広告塔類：高さ4mを超えるもの【参考図4】 増築は、増築後の高さが上記規模を超えるもの 	景観法第16条第1項第2号
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 	<ul style="list-style-type: none"> 開発面積1,000㎡以上【参考図5】 	景観法第16条第1項第3号

工作物とは、主に以下のようなものを示します。

プラント等	<ul style="list-style-type: none"> 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設 など コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント など ベルトコンベア 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター など 自動車車庫の用に供する立体的施設 太陽光発電施設、風力発電施設（※一部、適用除外があります。） など
鉄塔等	<ul style="list-style-type: none"> 電波塔、記念塔、物見塔、高架水槽、冷却塔 など 煙突、排気塔 など 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱 など
広告塔類	<ul style="list-style-type: none"> 広告板、広告塔、装飾塔、彫像、記念碑 など

※仮設（1年以内）で設置される工作物については、届出が不要です。

<届出が必要となる行為の規模等の参考図>



(2) 景観形成基準

ここに示す景観形成基準は、届出が必要な行為に対する基準となります。

届出が必要でない行為についても景観まちづくりを進めるための基準とします。

区分		景観形成基準
基本事項		・周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とすること。
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。 ・周辺に歴史的建造物等の優れた景観資源がある場合は、その保全に配慮した位置とすること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。 ・工業地域については、周辺に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をすること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・外壁又は屋上に設ける施設は露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。 ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。

区分		景観形成基準
工作物（プラント等・鉄塔等）	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、敷地の修景に樹木を活かすよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。 ・周辺に歴史的建造物等の優れた景観資源がある場合は、その保全に配慮した位置とすること。 ・鉄塔、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 ・山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。 ・周囲の建造物の高さに合わせ、周囲から突出した高さとならないこと。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色合いのある色彩を基調とすること。
工作物（広告塔類）	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に歴史的建造物等の優れた景観資源がある場合は、その保全に配慮した位置とすること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建造物の高さに合わせ、周囲から突出した高さとならないこと。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 ・夜間の点滅する照明は使用しないよう工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、又は周囲と調和する落ち着いた色合いのある色彩を基調とすること。

景観形成基準	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・緑化を図る計画とすること。 ・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。 ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に活かせるよう配慮すること。

2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域の景観を特徴づけている建造物や樹木は地域のシンボルとなり、多くの市民に親しまれ、まちなみを構成する重要な要素になっています。

こうした地域の景観を特徴づけている建造物や樹木については、所有者等の意見を踏まえながら、必要に応じて景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木に指定し、それらの保全・継承に取り組むこととします。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

地域の歴史・文化等の面から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、道路などの公共の場所から誰もが容易に見ることのできる建造物のうち、次のいずれかに該当するものについて指定の検討を行います。

景観重要建造物の指定の方針

- 1) 旧山陽道の宿場町の面影を残す建造物で、まちなみ景観を構成する要素となっているもの
- 2) 地域の歴史性を感じさせる屋敷や土蔵で、まちなみ景観を構成する要素となっているもの
- 3) 農村、漁村にあつて地域の景観を特徴づける要素となっているもの
- 4) 産業遺産や土木遺産、駅舎などで、地域の景観のシンボルとなっているもの
- 5) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
また、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの
- 6) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の技術、農林業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているものや、その時代の匠や職人の技が光るもの
- 7) 地域のシンボルとして親しまれているもの

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹勢が景観上優れ、道路などの公共の場所から誰もが容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものについて指定の検討を行います。

景観重要樹木の指定の方針

- 1) 市街地においてシンボリックな樹木となっているもの
- 2) 農村、漁村にあつて地域の景観を特徴づける要素となっているもの
- 3) 切戸川、末武川、平田川などの水辺景観を構成する樹木となっているもの
- 4) 地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの
また、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの
- 5) 地域の歴史や生活などの観点から、生物学的価値があるもの

3．屋外広告物の表示等の制限に関する事項

屋外広告物は、店舗や道路沿いなどの身近なところで情報を伝える手段として日常的に目にするものであり、まちなみの景観を構成する重要な要素といえます。まちなみの賑わいの創出にも寄与する一方で、無秩序な設置が行われた場合には、まちの良好な景観を阻害する要因になります。

山口県屋外広告物条例に基づく取組を継続するとともに、必要に応じて景観法による屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を定め、地域の特性に応じた規制・誘導について検討を行います。

4．景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、公園、河川、港湾などの公共施設は、景観形成に重要な役割を担っています。下松市の景観まちづくりについて重要な景観軸と景観拠点となる公共施設は、施設管理者と協議の上、景観重要公共施設と位置づけ、国土交通省が示す景観形成ガイドライン、山口県公共事業景観形成ガイドラインを参考にしつつ、下松市の良好な景観形成を図ります。

5．景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

末武川上流の米川地域は、多くの棚田と農村集落が良好な里山景観を形成しています。また、久保地域には切山歌舞伎を育む農村集落や農業公園が良好な農村景観を形成しています。そして笠戸島には深浦、小深浦に棚田景観があります。

景観農業振興地域整備計画をつくる場合には、これらの里山景観、農村景観、棚田景観を守り育てていくために、農業生産環境と調和を図りながら、水路やあぜ道の景観保全に努めるとともに、耕作放棄による景観の悪化を防止するための共同化・集約化及び都市と農村の交流を図ることで地域活性化に努め、農村景観の維持をめざします。



米川地域



久保地域



笠戸島地域

第5章

景観まちづくりの推進

景観まちづくりは、市民・事業者・行政のそれぞれが取組の主体として、役割と責任を担い協働により進めていくことが大切です。そのためには、景観まちづくりの目標や方針を共有し、総合的・計画的に取組を進めていく必要があります。

ここでは、景観まちづくりの施策体系を以下のように定め、施策体系に基づき効率的な取組を進めていきます。

景観まちづくりの基本目標

「街と里」・・・地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり

景観まちづくりの前提

1. 景観まちづくりの主体と役割

(1) 市民の役割

(2) 事業者の役割

(3) 行政の役割

景観まちづくりの推進

2. 良好な景観の保全・創造

(1) 景観形成のルールづくり

(2) 景観資源の保全・活用

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

3. 景観まちづくりの推進体制の構築

(1) 国・県・他市町村との連携強化

(2) 景観審議会の設置

(3) 市民の自主的な活動の支援

(4) 景観の定期的点検

4. 景観まちづくりに関する意識向上

(1) 広報・啓発活動の充実

(2) 学習機会等の提供

(3) 身近な取組の実践

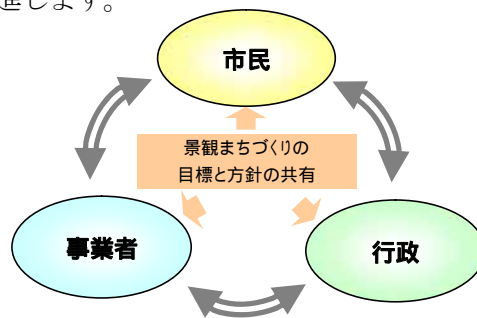
(4) 市民等の提案制度

5. 市民による景観まちづくりに向けて

1. 景観まちづくりの主体と役割

景観まちづくりを進めていくためには、景観を守り、創るとともに人々の理解と協力が必要です。

そのためには、市民・事業者・行政が下松市の共有財産である景観の価値を認識し、景観まちづくりの目標と方針を共有した上で、それぞれがお互いの立場と役割を認め合い、できるところから一步一步確実に進めていくことが大切です。先人から受け継いだ下松市のかげがえのない美しい景観を守り・育て・創造していくために、多様な主体、人々の協働によって景観まちづくりを推進します。



(1) 市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくために、花いっぱい運動や清掃活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、市民一人ひとりが自らできることを自発的に進めていくことが求められます。

最も身近なところで景観まちづくりを進めていく主体であることを認識し、身の回りの小さな取組が少しずつ広がり、その活動の輪が市全体に広がっていくように、積極的に取り組むものとします。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動等を通じて景観まちづくりに果たす役割が大きいことを認識し、地域社会の一員として景観まちづくりに向けた活動に参加・協力することが求められます。

そのため、緑地や修景や建物の色彩などを工夫するなど、景観への配慮を積極的に取り組むものとします。

(3) 行政の役割

下松市の良好な景観まちづくりを主導していく立場であり、下松市の特徴を把握し、市民・事業者の意見を十分に反映しながら、景観の保全・形成のための施策を展開していくとともに、市民・事業者・行政の協働を積極的に推進します。また、景観に関する啓発活動や情報提供などを通じて景観まちづくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むものとします。

2. 良好な景観の保全・創造

(1) 景観形成のルールづくり

景観計画の普及と推進

景観計画及びガイドラインの普及に努め、市民・事業者・行政が景観まちづくりの目標や方針を共有し、交流と連携の輪を広げ、地域の活性化につながる取組を進めます。

また、下松市の景観に影響を及ぼす可能性がある行為は、「届出が必要な行為」として「景観形成基準」に基づき審査を行い、円滑な運用を通じて下松市の景観形成を推進します。

景観まちづくりの手法検討

・景観協定による景観まちづくり

景観法では、景観計画以外にも、当該区域内の土地所有者全員の合意に基づき、地区の景観形成に必要な建物の形態意匠や緑化などに関するルールを定めることができる仕組みとして「景観協定」があります。地域の実情に応じて、景観を構成する要素ごとにきめ細やかな基準を定めた協定に安定性や持続性を与える手法が有効であることから、地域住民の発意に基づき進めます。

・地区指定による景観まちづくり（景観まちづくり重点地区、景観地区、準景観地区）

住民による積極的な景観まちづくり活動等が行われている地区など、特に景観まちづくりを重点的に進めていくことが望まれる地区を「景観まちづくり重点地区」と位置づけ、地域住民との十分な協議を行いながら、地区の選定と地区の実情にあつたきめ細やかなルールづくりの検討を行います。また、法に定められた「景観地区」「準景観地区」についても、必要に応じて検討を行います。

景観計画の見直し

景観計画は、一度策定して終わりというものではなく、計画に沿って、様々な施策や仕組みが発効することから、今後も下松市の景観まちづくりに必要な施策等を継続的に検討し、景観計画に盛り込んでいきます。

また、社会情勢等の変化に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 景観資源の保全・活用

下松市の優れた景観資源を収集しデータベース化を進め、継続的な状況把握を行い、景観資源の保全を図ります。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定については、指定の必要性・妥当性を評価し、所有者等の意見を踏まえながら、必要に応じて指定の検討を行います。

(3) 景観に配慮した公共施設の整備

景観形成を図るべき公共施設の整備にあたっては、国土交通省が示す景観形成ガイドライン及び山口県公共事業景観形成ガイドラインを参考にしつつ、質の高い公共施設の整備をめざします。

また、景観重要公共施設の指定については、シンボルロードや眺望の優れた道路、河川や公園など景観上重要な公共施設は、周辺との調和に配慮した公共施設の整備を行うため、施設管理者と協議の上指定を進めます。

3. 景観まちづくりの推進体制の構築

(1) 国・県・他市町村との連携強化

国や県との景観施策の連携を図り、公共施設の整備や適切な管理、各種事業の実施、景観形成に関する情報収集等に取り組みます。

また、山口県の景観アドバイザー等の取組を活用するとともに、景観に関する国や県の補助制度の活用を検討し、下松市の景観形成に効果的な施策の推進を図ります。

あわせて、県内及び全国の市町村の景観に関する先進的な取組に関する情報収集に取り組みます。

(2) 景観審議会の設置

景観の専門家や関係機関などから構成される景観審議会を設置します。この審議会では、景観計画の運用、景観まちづくり重点地区の設定、景観重要建造物等の指定、景観計画の見直し等の重要事項について審議を行い景観行政を進めます。

(3) 市民の自主的な活動の支援

花いっぱい運動をはじめ、河川や海岸などの公共の場の清掃活動といった景観まちづくりに関する市民の自主的な活動の支援や情報提供を行い、市民が主体となった運動の活発化を図ります。

また、市民活動の取組の促進に向け、県内及び全国の自治体やNPO等の取組事例や支援制度の紹介、専門家やコーディネーターの派遣等、多様な支援制度を検討します。

(4) 景観の定期的点検

景観まちづくりに向け、市内主要箇所について景観の観測地点を設け定期的な点検を行います。

4. 景観まちづくりに関する意識向上

(1) 広報・啓発活動の充実

市民一人ひとりの景観まちづくりに関する意識を高めるため、市ホームページや広報への掲載など、多様な媒体を活用して、下松市の景観を紹介していきます。

(2) 学習機会等の提供

ひとりでも多くの方が景観形成に対する理解や認識を深め、積極的に景観まちづくりに関わってもらうため、小学校や中学校を対象に「景観まちづくり学習」の機会の提供に努めます。

(3) 身近な取組の実践

良好な景観形成を進めるためには、市民一人ひとりが地域へ愛着と誇りを持ち、継続的に地域の景観まちづくりに取り組むことが重要です。

このため、花いっぱい運動や環境美化活動を通じ、身近な景観を考える機会の提供に努めます。

(4) 市民等の提案制度

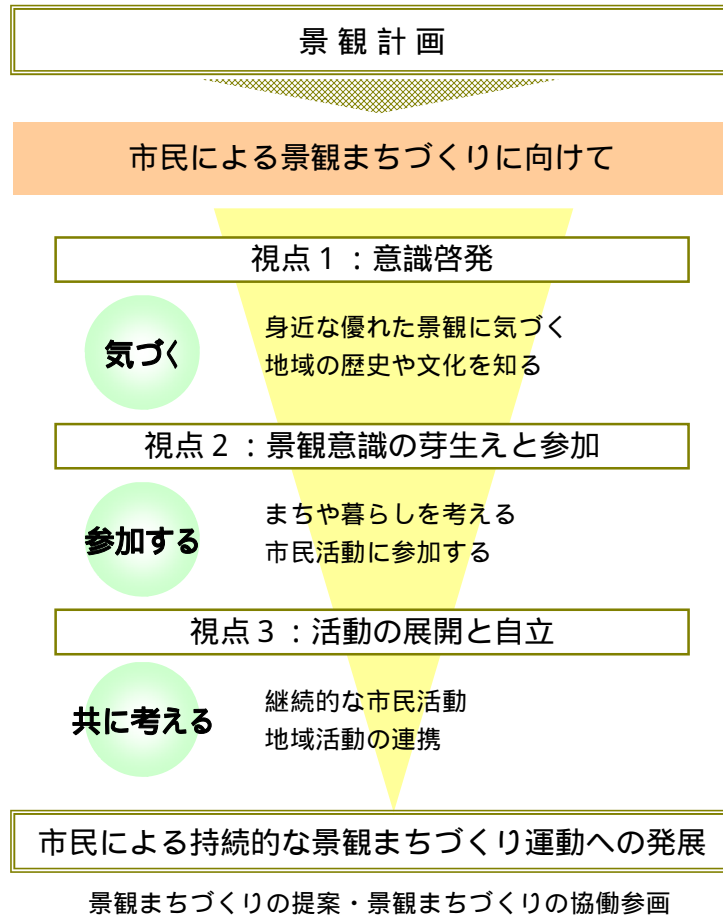
景観法では、地域に住む市民や団体等が、地域の個性を活かしたまちづくりや景観形成のあり方を考え、それを実現するための具体的方策を行政に対して提案することができる「市民等による提案制度」が整備されています。

これらの提案制度を市民や団体等が活用し、地域に愛着と誇りをもち、楽しみながら継続的に地域の景観まちづくりに取り組んでいけるよう支援に努めます。

5. 市民による景観まちづくりの推進

景観まちづくりは、市民の日々の生活の中にあり、住まいや暮らし、生産活動に表れてきます。

ここでは、市民による景観まちづくりに向けて、3つの視点「意識啓発」「景観意識の芽生えと参加」「活動の展開と自立」から、市民による持続的な景観まちづくり運動への発展をめざした取組を推進します。



視点1：意識啓発

身近な街や里、山や川、神社仏閣や史跡をもう一度、歩いて見てみましょう。四季折々に移り変わる山や里、川や海などの自然、長い歴史を感じる神社仏閣、華やいだ商店や落ち着いたまちなみなど新たな発見があるはずです。

身近な優れた景観に気づくために・・・

- 地域の歴史や伝統、文化を知る。
- 市内を歩くことを通じて身近にある優れた景観に気づく。
- 子どもの頃から、地域の様々な景観に触れる機会を持つ。



笠戸島家族旅行村から見る「笠戸湾」

視点2：景観意識の芽生えと参加

地域の歴史や文化を学び、まちや暮らしについて考えてみましょう。街角の花壇や公園、広場、川の流れや瀬戸内海の浜辺は、多くの人々によって守られています。

景観まちづくりに参加するために・・・

- 地域の歴史や伝統、文化を学び、祭りに参加する。
- 花いっぱい運動などを通じて、地域の緑化推進活動に参加する。
- 公民館活動、町内会活動などに参加し、まちや暮らしの中の景観まちづくりを考えていく。
- 自治会での町内清掃活動、「市内一斉ごみゼロ運動」や河川や公共の場などの清掃活動に参加する。



国道188号バラ園
(花岡バラづくりの会)



花いっぱい運動
(市の花サルビアの植栽)

視点3：活動の展開と自立

市民活動を通じて語り合い、まちづくりの問題点を考え、まちの将来像を描き、新たな活動や地域おこし、中山間と都市地域といった地域間交流などによって、年代を超え、地域を越えた交流や様々な活動の輪が広がっていきます。

景観まちづくりを共に考えていくために・・・

- 地域の歴史や伝統、文化を育て、祭り等の支援をする。新たな祭りを創造する。
- 緑化推進イベントなどを通じて、花いっぱい運動の輪を広げる。
- 公民館活動、町内会活動などで、専門家を招いてまちや暮らしの中の景観まちづくりのプランを考える。
- 棚田や里山の中山間と都市地域との交流促進と支援を進める。



道路を走る高速鉄道車両見学プロジェクト

市民による持続的な景観まちづくり活動の推進

景観まちづくりに向け、継続的な市民による活動が大切です。身の回りの景観まちづくりから発展し、市民・事業者が主体のまちづくりへの発展を図ります。

市民が主体のまちづくりへ・・・

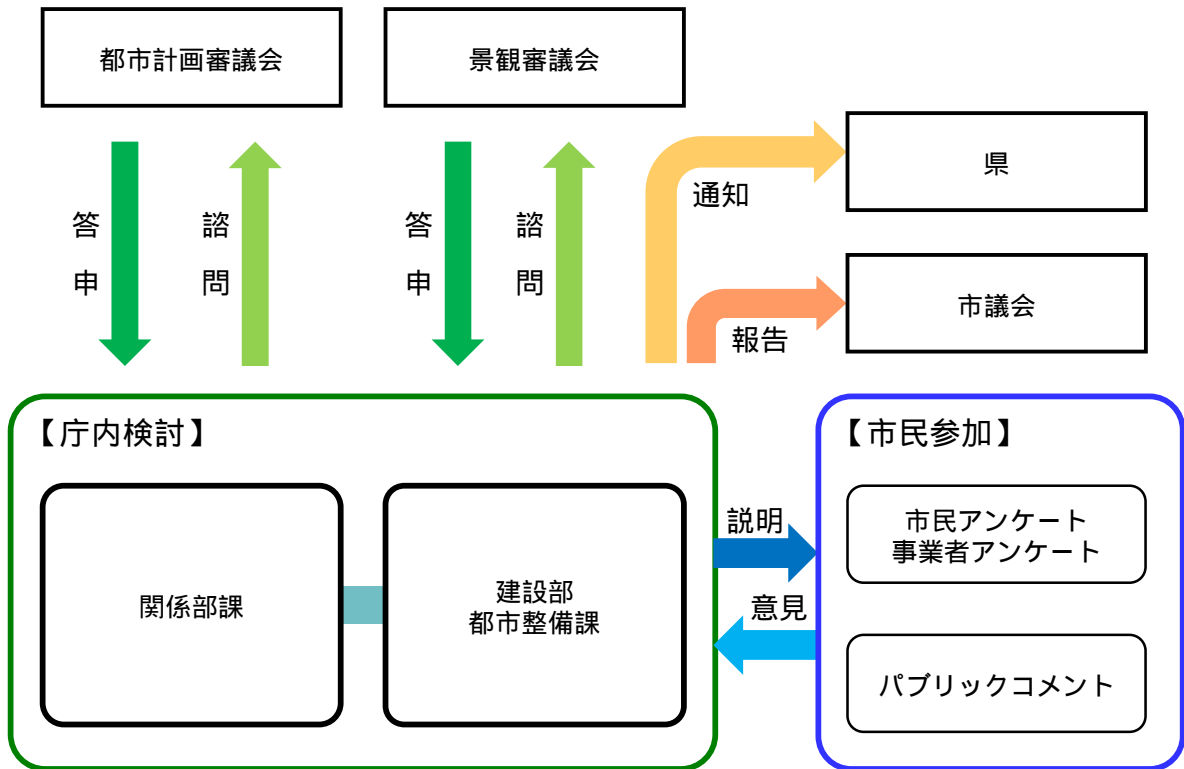
- 地域の景観まちづくりに多様な手法（景観協定、景観まちづくり重点地区など）を活用していく。令和2年度に桜町において景観協定が認可されている。
- 市民・事業者・行政との協力体制の積極的な推進に向け、下松市の景観を広く考え進めていく。



景観協定によるまちなみ

參考資料

1. 景観計画（改定）の策定体制



2. 景観計画（改定）の策定経緯

令和3年	2月	景観計画見直しに係るアンケート（市民向け）実施
	5月	景観計画見直しに係るアンケート（事業者向け）実施
	6月	景観審議会（第1回）
	10月	景観審議会（第2回）
	11月	パブリックコメント実施
令和4年	1月	景観審議会（第3回）
		都市計画審議会（第1回）
	3月	議会報告
		告示

3. 下松市景観条例

平成24年12月26日

条例第34号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の景観施策に関し必要な事項を定めることにより、良好な景観まちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物以外のもので、規則で定めるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、景観形成に関する施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるように努めなければならない。

3 市は、法その他の景観形成に資する法令による制度を積極的に活用し、景観形成に関する施策の実効性を高めるよう努めるものとする。

4 市は、道路、公園、広場、河川、水路、港湾その他の公共施設整備を行う場合は、景観形成のために先導的な役割を果たさなければならない。

5 市は、景観形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るために必要な施策を実施しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らの土地及び建築物その他の所有物が景観形成の主体となっていることを認識し、自主的に景観形成に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画)

第5条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を策定する。

2 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、市民及び事業者の意見を聴く機会を設けるとともに、第18条に規定する下松市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、景観計画区域内において、景観まちづくりを進める上で特に重要な地区を景観まちづくり重点地区として景観計画に定めることができる。

第3章 景観法に基づく行為の規制等

(景観計画との適合)

第6条 景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(届出の適用除外)

第7条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表に掲げる行為以外の行為とする。

(特定届出対象行為)

第8条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号第2号に掲げる行為のうち、届出を要するものの全てとする。

(事前協議)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、景観計画との適合について事前協議を行うことができる。

(行為の届出)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

(適合の通知)

第11条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に対し、当該届出が景観計画に適合し、又は良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、届出をした者に対し、規則で定めるところにより通知するものとする。

(助言又は指導)

第12条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に対し、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(行為の中止又は完了)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止し、又は完了したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(勧告等の手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告（以下「勧告」という。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

2 勧告を受けた者は、当該勧告に基づいて講じた措置について、市長に報告しなければならない。

3 市長は、勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表をされる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴くことができる。

(変更命令等に関する手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

(管理の方法の基準)

第17条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

2 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 滅失、枯死等防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第5章 景観審議会

(景観審議会)

第18条 景観形成に関する重要事項等について調査審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、景観形成に関する重要事項について調査審議するものとする。

(組織)

第19条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第20条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第17条まで及び第21条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

行為の種類	規模	
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築又は移転 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更 	<p>高さ13メートル又は建築延べ面積500平方メートルを超えるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 増築にあつては、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10平方メートルを超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの 改築、修繕、模様替え又は色彩の変更にあつては、変更部分が10平方メートルを超えるもの </div>	
<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新設、増築、改築又は移転 工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更 	プラント等	<p>高さ13メートル（第一種低層住居専用地域においては10メートル）又は築造面積500平方メートルを超えるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 増築にあつては、従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10平方メートルを超えるもの又は増築の結果、上記規模を超えるもの 改築、修繕、模様替え又は色彩の変更にあつては、変更部分が10平方メートルを超えるもの </div>
	鉄塔等	<p>高さ（増築にあつては、増築後の高さをいう。）が15メートル（第一種低層住居専用地域においては10メートル）を超えるもの</p>
	広告塔類	<p>高さ（増築にあつては、増築後の高さをいう。）が4メートルを超えるもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為 	<p>開発しようとする土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの</p>	

4. 下松市景観審議会委員名簿

○委員長（敬称略；順不同）

区 分	団体名・役職名など	氏 名
学識経験を有する者	徳山工業高等専門学校教授	めやま なおき ○目山 直樹
	山口県景観アドバイザー	むらこし ちさこ 村越 千幸子
関係団体を代表する者	社団法人山口県建築士会下松支部支部長	しもせ まさあき 下瀬 正朗
	下松商工会議所専務理事	あんの まさゆき 安野 政行
	下松市観光協会理事	みいけ こうどう 三池 孝道

5. 用語解説

あ

アクセントカラー

- ・面積のバランスという視点で見た場合の小さい面積で配色全体を引き締めるための色のことです。コーディネート全体のアクセントとなり、演出効果を上げる色となります。

打瀬船

- ・かつて漁業などに用いられた日本古来の帆船のことです。

NPO(エヌ・ピー・オー)

- ・Non Profit Organization の略。「非営利組織」の意味で、利益を目的とせず、社会的な使命の実現をめざして活動する組織や団体のことです。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しません。

沿道型商業地

- ・自家用車を主な交通手段とし、車道から店舗に付帯する駐車場にアクセスできる集客施設を有する場所のことです。

屋外広告物

- ・常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。
(屋外広告物法第2条)

屋外広告物条例(山口県屋外広告物条例)

- ・良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めたものです。

か

改築

- ・建物の全部又は一部を新しくつくりなおすことです。

ガイドライン

- ・ある物事に対する政策・施策などの指針や指標を示したもので、決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示したものです。下松市が策定する景観まちづくりの方針やルールなどの基本的な考え方を示したものが、「下松市景観ガイドライン」です。

開発行為

- ・建築物の建築や工作物の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいいます。下松市では都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に対し、届出が必要としています。

協働

- ・地域が抱えるさまざまな課題に対して、市民・事業者・行政等が協議し、役割を分担しながら解決していく取組をいいます。

景観アドバイザー

- ・市民、事業者及び行政が取り組む景観形成活動の支援を図るため、景観に関する知識・経験を有し、良好な景観の保全、形成及び活用について客観的な判断による的確な助言を行う専門家をいいます。

景観協定

- ・景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めることができます。

景観形成基準

- ・景観計画で、届出を必要とするとした行為に対して、行為の制限の基準を定めたものです。景観法では形態意匠の制限、高さの制限、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度などのほか、届出対象行為ごとに良好な景観の形成のための制限を定めるとしています。

景観計画区域

- ・景観計画で定められた届出対象行為、景観形成基準などが適用される区域のことです。都市計画区域外も含み、目的に応じて柔軟に設定が可能です。

景観行政団体

- ・景観法に基づき、景観計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、下松市は平成20年に景観行政団体に移行しました。

景観軸

- ・川や山並みなど景観を形成（構成）している軸となるものです。

景観重要建造物

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のことです。

景観重要公共施設

- ・道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして施設管理者と協議の上で定めるものです。景観計画に、施設管理者と協議の上で景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、施設管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければなりません。

景観重要樹木

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のことです。

景観条例（下松市景観条例）

- ・美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全するため、下松市（景観行政団体）が制定する条例のことです。

景観地区

- ・都市計画法に基づく地域地区の一つで、積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、下松市（景観行政団体）が都市計画として定める地区のことです。
- ・景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。

景観農業振興地域整備計画

- ・景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項などについて一体的に定めるものです。

景観法

- ・景観づくりを目的としたわが国初めての総合的な法律として平成16年12月に施行されました。町並みや里山の景観整備により地域ごとの魅力を高め、活性化を図るという理念を持ちます。

景勝地

- ・景色や風景の優れた場所のことです。

形態意匠

- ・建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのことを示します。

建築延べ面積

- ・建築物の各階の床面積の合計です。

建築物

- ・土地に定着する工作物のうち、屋根があり、かつ、柱や壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、又は、これに附属する門や塀、野球場や競馬場のスタンドなどのような観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫などのことをいいます。（建築基準法第2条第1号）

耕作放棄地

- ・農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がないと回答した田畑、果樹園のことです。

五感

- ・外界からの刺激を受け取る五つ（視・聴・嗅・味・触）の感覚のことです。

さ

産業遺産

- ・ある時代においてその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡のことです。

山稜

- ・山頂から山頂へ続く峰すじのことです。

市街化区域

- ・すでに市街地を形成している区域と、今後おおむね10年以内に市街化を図るべき区域として都市計画区域内に定めるもので、都市的土地利用は原則として市街化区域内で行います。

市街化調整区域

- ・市街化を抑制する区域であり、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建物の建築が規制さ

れています。

市街地再開発事業

- ・都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業のことです。

指針

- ・物事を進める上でたよりとなるものです。参考となる基本的な方針のことです。

修景

- ・建築物、道路、法面など、構造体など以外の部分に手を加えて、景観としての美しさを損なわないように整備することです。

修繕

- ・壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すことです。

樹姿

- ・樹木の幹・枝などがつくりだす外形のことです。

樹勢

- ・樹木の生長する勢いのことです。

親水性

- ・水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。

シンボルライン

- ・4つの「都市の活動軸」のうち3つの軸が重なる部分で、道路及び鉄道の交通結節点機能を果たせる可能性の高いJR下松駅周辺とJR周防花岡駅周辺を結び、商業施設や各種の集客施設、公共施設等が集積する中央線、未武大通線等を中心に幅を持ったエリアのことです。

シンボルロード

- ・中央線、末武大通線等シンボルラインを形成するための中心的道路のことです。

総合計画（下松市総合計画）

- ・地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画です。

た

多島美景観

- ・静かな海面、点在する多くの島々など自然と人文景観が一体となった景観のことです。

中山間地域

- ・平野の外縁部から山間地の農業地域のことです。

眺望景観

- ・眺めのよい場所から、より広い範囲を眺めたときの景観と平野部から山を眺めたときの景観のことです。

鎮守の森

- ・神社を囲むようにして存在する古くからの森のことです。

都市計画マスタープラン

（下松市都市計画マスタープラン）

- ・都市計画の目標や長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた方針をとりまとめたものです。

都市計画区域

- ・都市計画法の規定が適用される区域のことで、自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定されます。

都市計画道路

- ・都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する道路のことです。都市計画法に基づきルートや道路幅員が決められます。未実施の都市計画道路区域内には事業の円滑な実施のため、都市計画法により建築制限がかけられます。

土地区画整理事業

- ・土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的とし、土地所有者等が土地の一部を提供（減歩）し、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、換地手法により利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業のことです。

届出対象行為

- ・届出の対象となる建築物の建設や工作物の建設などに必要な届出をすることです。

土木遺産

- ・過去につくられた土木構造物で、現在残っている部分や、痕跡が確認される全体などのことです。

トタン

- ・薄い鋼板に亜鉛めっきをして耐食性をもたせたもののことです。屋根板などに用います。

な

法面

- ・造成地や道路、山林、ダム、河川の築堤工事などで、切土や盛土をすることによりできた土の傾斜面のことです。山の斜面などを切り取って、その後でできた新たな斜面のことを切土法面、土を盛ってできた新たな斜面のことを盛土法面といいます。

は

風土

- ・主にある土地の気候・気象・地形・地質・景観などの総称という概念です。

プラント

- ・生産設備のことです。

文化的景観

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものをいいます。（文化財保護法第2条）

防災東屋

- ・東屋は、「四阿」とも書き、庭園などに眺望、休憩などの目的で設置される簡素な建屋をいいます。防災東屋とは、平常時には東屋として使用し、災害時には、別に備え付けた防災収納ベンチや倉庫などに保管しているシートを取り付けて雨風を凌ぐことができ、防災シェルターとして使用できるものをいいます。

圃場

- ・水田や畑などの農作物を栽培する場所のことです。

ま

無電柱化

- ・まちの防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から電線類を地中へ埋設するなどにより電柱をなくす取組をいいます。

模様替え

- ・建物などの外観や内部を変えることです。

や

要衝

- ・軍事・交通・産業のうえで大切な地点のことです。

擁壁

- ・斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のことです。道路、鉄道、宅地造成などの切土、盛土部のほか、河川や海岸の護岸などに利用されています。

発行 下松市
〒744-8585
山口県下松市大手町三丁目3番3号
編集 下松市役所 建設部 都市整備課
TEL : 0833-45-1700 (代表)
<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>



下松市景観計画